

平成24年第10回平取町議会定例会 (開 会 午前9時30分)

議長

おはようございます。ただいまより平成24年第10回平取町議会定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定によって、9番松原議員と10番千葉議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては12月12日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。3番山田議員。

3番
山田議員

本日招集されました第10回町議会定例会の議会運営等につきましては、先日12月12日に開催されました議会運営委員会におきまして協議し、会期につきましては本日12月19日の1日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日12月19日の1日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、会期は本日12月19日の1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成24年10月分の出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会に関する報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。次に、郵送による陳情一覧及び閉会中の諸事業について配付資料のとおり報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。1点目、11月27日、強風被害状況報告について。副町長。

副町長

それでは11月27日に発生いたしました強風被害状況につきまして、資料1によりご報告を申し上げたいと思います。この強風被害でございますけれども、低気圧が発達をいたしまして、11月27日に胆振日高地方を通過して強い冬型の気圧配置となっております。この低気圧が通過後、西寄りの風が27日明け方から急速に強まりまして、海岸地方を中心に強風による被害が多く発生しております。ちなみに日高町門別やむかわ町鶴川では瞬間最大風速が、25メートル前後を記録しております。このような状況の中で、当町でも海岸に近い地域で強風による被害が発生をしております。それでは当町の被害状況ですけれども(2)の農業被害の①、農業用施設で被害状況はビニールハウス59棟

ということで、被害金額は850万となっております。この被害金額のほとんどがビニールの破損ということでございます。被害金額の合計が850万でございます。なお被害地域の内訳でございますけれども先ほど申しましたとおり、海岸に近い地域で発生をしておりますして、紫雲古津が28棟、去場が26棟、荷葉が5棟の合計で59棟。坪数にして5664坪ということになっております。以上で11月27日の強風被害状況に係る行政報告とさせていただきます。

議長

2点目、教育行政報告について。教育長。

教育長

それでは9月定例議会以降におけます諸般の教育行政についてご報告を申し上げます。はじめに学校教育についてであります。へき地小規模校複式学級の特性を生かした学校、学級経営や学習指導の充実を図ることを目的とした第62回全道へき地・複式教育研究大会日高プレ大会が10月5日に「日高の大地に生きる若駒のような子らに豊かな心と確かな学びを」を大会スローガンに開催されました。全道各地から集まった教職員、教育関係者は5町7会場に分かれ、平取町では、紫雲古津小学校と二風谷小学校において公開授業と研究協議が行われました。なお来年9月26日は本大会といたしまして、本町においては同じく紫雲古津小学校と二風谷小学校を会場校として開催される予定となっております。続きまして新学習指導要領に基づく中学校における柔道授業についてであります。本年度より中学校における体育での授業において、武道が必修となり、平取中学校及び振内中学校ともに柔道を選択し、指導体制としては、教職員に加え、振内中学校では有段者であります一般町民の方を外部講師として依頼するなかでそれぞれ実施いたしました。けがをはじめとして事故等は発生することなく、無事終了することができました。引き続き、来年度以降におきましても、指導体制等の充実に努めるとともに、心身の育成を図ってまいりたいと考えております。続いて就学時健診についてであります。10月16日に来春小学校に入学を予定しております児童の健康診断等を実施いたしました。平成25年度は、現在のところ45名の児童が入学を予定しており、学校別に申し上げますと、紫雲古津小学校が4名、平取小学校25名、二風谷小学校5名、貫気別小学校3名、振内小学校8名となっております。検診の内容は、内科及び歯科検診のほか、児童の発達、発育状況を調べるスクリーニング検査もあわせて実施しております。教育委員会といたしましては、就学時健診を通して、児童一人一人の状況等を見るなかで、場合によっては、保護者と就学に向けた相談を行い、また、本日午後より開催しております平取町就学指導委員会の協議をもとに、来年度における児童の状況に応じた教育環境を整えてまいりたいと考えております。続いて平成24年度全国学力・学習状況調査結果についてであります。11月末となりますが、北海道教育委員会から本年4月17日に実施いたしました全国学力学習状況調査における抽出校及び希望利用校の合算結果について公表されました。北海道全体の状況は既にご承知のこと

かと思いますが、全国の平均正答率に比較し、小中学校いずれの教科においても、以前と同様、すべて平均より低い結果となっております。また本年度新たに調査科目となりました、理科につきましても同様の傾向が見られるところであり、厳しく受けとめなければならないところでもあります。そうした状況において、平取町の小中学校の結果ということになりますが、まず、小学校においては、全道平均と比較して、若干ではありますが、昨年度より下回る状況で、差が開いたものとなっております。特に算数A及びBにおいて平均より大きく下回っています。中学校については反対に、昨年度は全道と比較して平均より下回っていましたが、今回の調査ではすべての教科において、全道平均より上回っている状況となっております。特に、国語B、数学Bについては、昨年度より3ポイント以上差を広げた結果となっております。現在教育委員会及び各学校におきましては、設問別の集計、過去における調査での類似問題、あるいは同一問題との比較、児童生徒に対する学習状況にかかわる質問の集計等を行い、詳細分析に努めておりますが、学校改善プランの見直し等を図りながら、それぞれの実情に応じたなかでの学力向上への取り組みを行っていく考えであります。今後におきましては、調査の結果の詳細がわかり次第、改めてご報告申し上げたいと存じます。続いて学校給食モニタリング事業についてであります。昨年発生しました原発事故以来、食品中に含まれる放射性物質汚染に関して、社会的に大きな問題となっているところであります。とりわけ、学校給食においては、これまで教育委員会として学校給食衛生管理基準等に基づき、市場に流通されている食材を選定する中で、安全安心な学校給食を提供することについて、各学校に通知しているところであります。つきましては、道教委から学校給食で提供された給食1食全体を検査し、放射性物質量を調査するとともに、その結果を学校給食食材の選定に活用し、保護者の不安軽減を図る目的で、道教委が主体となって、学校給食モニタリング事業を実施することとなりました。教育委員会といたしましては全校を調査希望としていましたが、平取小学校及び振内小学校の2校が指定を受けることになりました。今回の検査基準では、1キログラム中10ベクレル以上の数値が検出された場合、放射性物質を含んだ食材を特定解明していくものであります。また今回の事業の指定から外れた学校と合わせまして、すべての学校において、来年度以降継続的に教育委員会独自に同様の検査を定期的実施することで、現在、予算要求を含め検討しているところであります。次に、全道中学校英語暗唱大会についてであります。11月24日、札幌市で開催されました第33回全道中学校英語暗唱大会に、振内中学校3年生の高橋映美さんが日高管内代表として出場いたしました。高橋さんは平取町代表として、11月16日開催の日高管内大会において、見事最優秀賞を受賞するなかで、本選大会出場を決めました。全道大会においては残念ながら入賞には至りませんでした。続きまして、社会教育についてであります。自然体験学習事業といたしまして、小学生を対象とした「キッズチャレンジTHEあぐり」の実施であります。本年度におきましては、施

設野菜としての寒締めほうれん草の生産過程から調理、試食までを体験することといたしまして、作業労力の実感、食べることの大切さ等を学んでいただくことを目的としているところであります。昨年度までは、稲作、トマト等の生産過程等を体験いたしました。本年度は寒締めほうれん草をといたしまして、貫気別の丸山一志さんのハウスを使用させていただく中で、実行委員会組織をもって学習の実施としておりますが、大崎哲也さんを実行委員長に、また、山田一明議員さんにつきましては、副委員長として、さらにJA青年部の全面的なバックアップのもとに、2月までの通算4回を実施予定としているところであります。現在のところ参加児童数は21名となっております。続いて文化財関係についてであります。9月25日から11月25日まで、沙流川歴史館において「二風谷遺跡群出土のアイヌ資料」として沙流川歴史館特別展を開催いたしました。本特別展につきましては、北海道有形文化財指定を記念しての開催となりましたが、北海道有形文化財として指定された出土品は、二風谷に所在する、左岸段丘上のポロモイチャシ跡、ユオイチャシ跡、二風谷遺跡の発掘調査で発見された絵唐津大皿、中国明代後半の染付椀ほかの資料123点となっております。続いて10月14日となりますが、文化的景観現地説明会といたしまして、二風谷から幌毛志地区までの間における沙流川のアイヌ語地名めぐりを実施し、31名の参加をいただきました。以上のとおり申し上げまして平成24年12月定例議会における教育行政報告といたします。

議長

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名いたします。10番千葉議員を指名します。10番千葉議員。

10番
千葉議員

10番千葉です。本日は防災体制の整備につきまして、早速一般質問を進めていきたいというふうに考えます。近年は日本全国各地で相当な異常気象が確認されておりますが、特に想定外の災害発生が至る所で報告されております。現在、平取町で想定される災害といたしましては、記憶に新しいところでありますと、平成15年の台風10号による大災害、洪水というかたちと平成18年の豪雨災害もそうです。それから、近年では大きな地震による災害、それから落雷、この地域で言いますとまた豪雪、強風等による災害がこれからも予想されているかなというふうに考えております。様々なインフラ整備、公共事業による特にこの地域でいうと平取ダムの早期着工等は、これはもう推進していくことはもちろんのことですが、私は今回一般質問に至ったのは特に高齢者あるいはひとり暮らしの世帯を想定いたしました、災害時における避難誘導、あるいは連絡体制の再確認、また、万が一、避難をされたときの避難場所における備蓄の資機材、それから食料等の在庫状況は今現在どのように整備されているのか、詳細を伺っておきたいなというふうに思います。またさらには各家庭においても、たしか平成15年に一度ハザードマップ的なものは配布されて

お手元にある方もまだいるかなというふうに思っておりますが、非常にわかりづらい、ハザードマップというか、そういった資料だったなという記憶があります。多分平成15年の災害の緊急性を受けて製作したものだと思って理解を示しておりますが、こういった緊急時のマニュアル、あるいはハザードマップの整備についても、改めて平取町でも進めていく必要があるかなというふうに考えておりますが、いつも町長がおっしゃっております、安全安心なまちづくりを目指して平取町の今後の整備体制全般について伺いたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長

総務課長。

総務課長

それでは、千葉議員の防災体制の整備につきましてご説明申し上げたいと思います。まず最初に、高齢者への連絡体制等々でございます。これにつきましては昨年12月の定例会におきまして平村議員の方からも要援護者の関係で出されております。高齢者の関係のですね、避難の計画につきましてははですね、国からも、要援護者の避難支援プランの策定についてということで参っております。現在、この支援計画の策定に向けて関係部署が集まりまして、協議をしているところでございます。またこの中で平取町での災害時の要援護者がどのような、何名程度いるのかも含めてですね、情報については関係課が共有できるようなかたちでの協議を進めているところでございます。それと、次に防災での備蓄品の関係でございますが避難所の備蓄の関係、発電機等の関係だと思えます。緊急時の発動発電機につきまして、いま平取町におきましては、本庁に2台、振内支所に2台、貫気別支所に1台を配備し、緊急時には搬入できるようなかたちを取っております。また、15年災害での教訓を生かしまして、遠隔地の豊糠、旭地区におきましては各1台、発動発電機を備えているというところでございます。平取町にはたくさんの避難施設、一次避難所、指定避難場所ということでの指定をしてございますが、この発動発電機を配備するには相当数が必要になってくるということを考えておりますので、いま現在につきましては、レンタル業者との協定を結ぶ準備を進めているところでございます。次に、備蓄品、食糧の関係でございますが、現在、平取町におきましては備蓄食料についてはないという状況でございます。災害時の対応につきましては、いま現在、町内でのコンビニエンスストア等、料飲店等々の協力をお願いするかたちになろうかと思えますが、備蓄食糧につきましては、アルファ米等、お湯または水を注ぐだけで食べられるアルファ米がございまして。保存期限としては5年ということになっておりますので、こういう災害時でのそういう食糧につきましては、平成25年度である程度備蓄をしたいということで考えております。次にハザードマップの関係でございますが、これにつきましては平成17年に地域防災の計画の時でのハザードマップを作成をとということでしております。いま現在ですね、ハザードマップにつきましては、わかりやすいものと

いうことのなかで業者に委託をかけてですね、年度内に完成をするような形でいま現在進めているところでございます。

議長

10番千葉議員。

10番
千葉議員

ただいま、総務課長の方から一定のご答弁いただきました。最近は特に今も総務課長言われたとおり、発電機についてというか停電が非常に相次いで起きているということもあろうかなと思って今言及したと思うんですけども、ちょっと状況とらえますと特に11月27日、これは先ほども報告があったとおり、平取町にも一定の被害があり、大変な強風だったなというふうに記憶しておりますけども、特に登別室蘭いわゆる胆振管内における報道等整理してみましたら、最大で4日間、停電が続いた地域があったと。戸数でいうとマックスで5万6千戸の停電があったということで、これは送電線の鉄塔の倒壊とかなり大きな影響があったからかなというふうには想像してはいますけども、また12月5日におきましては陸別それから足寄等でも停電がありました。これは倒木によります送電線の遮断ということで、これは割と早い時間に復旧はいたしておりますけども、相次いで発生をしております。また12月6日、これは胆振日高管内、特に平取、日高では170戸くらいかな、これが一時停電が確認されておるかなというふうに思ってますけども、たまたま昨日も12月18日ですか、これは赤井川村なんですけども、これは市街地でも停電が発生している。これは、冬季間における停電の怖さというか改めて私も最近認識しておる次第でございますけども、先ほど発電機の話総務課長から出てましたが、私は発電機の整備云々っていうよりも、やはり一次的な避難場所と長期にわたる避難場所の分けをしたなかでは、やはり平取本町、あるいは貫気別地区、振内地区の最低3か所ぐらいには、私はやっぱり自家発電のいわゆる整備を見直ししていく必要があろうかなというふうに思っております。特に冬期間は暖をとれない、食事も作れない。それから、もちろん電気全般、洗濯機も回す事ができなければなにもできないというかたちのなかでは、やはり長期にわたって避難を強いられるということもですねやっぱり想定しておく必要があろうかなというふうに思ってますけども、発電機でまかなえる部分の電力供給とやはり、例えば、核となる施設、例えば本町でいきましたら、中央公民館はじめ、大きな体育館設備がそろっているところ、あるいはふれあいセンターでも結構なんですけども、いま現在、貫気別支所、振内支所も含めて主だった施設の自家発電装置はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

議長

総務課長。

総務課長

はい、自家発電での設備はどのようになっているかということでございますが、いま、平取町での自家発電設備が付いているのはふれあいセンターと中央公民

館です。その他の施設としては社会福祉法人でありますがかつら園、すずらん福祉園、学校で養護学校が自家発電が付いているようでございます。いま平取にある施設のふれあいセンター、中央公民館の自家発電につきましては、消火ポンプのみの接続、その他への電力供給はできないというかたちになっております。ふれあいセンターには消火ポンプと暖房の使用が可能となっておりますが、今付いている自家発電のままの館内への電力供給はできないということになっておりますので、館内へ電力供給するということになるとトランスを設けての供給ということになります。現実的に今付いているポンプでは館への電力供給だけの能力の発電機ではないということの確認は得られております。平取町についての自家発電が付いている施設は、この町の施設は2か所ということでございますので、報告をさせていただきます。

議長

10番千葉議員。

10番
千葉議員

はい、私なりに調査してみましたら、特に長期にわたる停電が続いた場合のですね、避難場所に対するその電源供給という面では、かなりまだ平取町は見直していく必要があるなというふうに私も感じております。例えば病院だとか、福祉施設、振内でいったらずずらん福祉園、それからかつら園とかそれぞれ施設があるわけなんですけども、一定の電力、これは本当の非常時には対応できるかたちはとっておりますけども、特に先ほども言っているとおり、冬季間の停電を想定されていることは、私はちょっと、電源供給としてはおろそかになってるのかなというふうには思っておりますけども、やはり核となる施設の一つぐらいは、各地域、先ほども言った貫気別、振内、本町ぐらいはですねやはり、一次避難的な場所まで整備する必要は私はないと思っておりますけども、長期に渡った場合の避難を強いられる場合の電源設備ってというのは、私は、今回の先ほど言った流れからいっても非常に何が起きるかわからない状況の中では、私は整備を進める必要があるかと思っておりますけども、その辺の今後の電源供給の設備についてどのように考えているのか、今の現状のままいこうとしてるのか、お伺いしておきたいと思っております。

議長

総務課長。

総務課長

それでは、発電機の関係についてご説明申し上げます。最初の答弁でも申し上げましたが、特に今、千葉議員の言うように核となる貫気別、振内、本町については、そのようなことだということは私も思います。ただ発電機のなかですすね、どこまでの出力のなかでどうするか、本来自家発電があれば一番よろしいかと思っておりますけれども、今は付いているふれあいセンターは能力的にそういう状態になっているということでございますので、今回、レンタル業者について、今回の停電時での登別地区についても、レンタル業者からの各施設の発電

機の供給、そしてポータブルストーブ等の供給については、レンタル業者と市が提携をして責任を持ってレンタル業者が保有してる分については優先的に、そしてレンタル業者が保有していないものについては責任をもって確保し、避難所に提供するというかたちの協定を結んでおります。平取町につきましても、今後、発電機の分についてはレンタル業者との協定を結びながら、そういうポータブルストーブも含め、発電機についても、安定的に供給できる、何て言ったらよろしいでしょうか、発電機でもいろいろな種類がありまして、通常発電機については電力の供給が安定しないとなっております。いまの発電機についてはストーブあたりについても、コンピューターだとかそういうことになっておりますが、インバーター付きの発電機でないと、電気ストーブのそういうものについては稼働しないということになっておりますので、レンタル業者についてはインバーター付きの発電機についても準備をしているということでございますので、早急にですね、レンタル業者との協定を結びながら、避難所については、なるべく早い時期での発電設備を供給、設置をできるよう進めていきたいということで考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長

10番千葉議員。

10番
千葉議員

わかりました、ぜひその辺の電力供給の規格、それから発電機的能力含めてですね、もう一度見直しながら進めて、いざというときにはトラブルがないようなかたちでぜひ整備を進めていただきたいと思います。それと先ほどちょっと出てきましたけど、備蓄のことについてちょっとお伺いしておきたいと思っておりますけども、いま現在指定避難所になっている主だったところの食料等は25年度、今後おいおいに少し進めながら、あるいは地元の商店街、コンビニ含めてですね、連携を取り合いながらということで食糧等については、さほど私はそんなに心配する必要はないのかなというふうには捉えておりますけども、少なくとも保存食の一部、それから毛布等をどのぐらいの在庫を保有しているのか、特に避難してきた方ですね、状況に応じて、季節的なことも当然あるのかなというふうに思っておりますけどもそういった在庫の状況の詳細、もしわかる範囲で結構ですのでご答弁いただきたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

はい、それでは保存食については先ほどのとおりでございます。それで備蓄状況でございますが毛布につきましても、いま現在平取については360枚ほどの備蓄をしております。今年200枚の毛布を購入しておりますが、3.11の時にですね、日高町での毛布の備蓄数量が少ないということで、日高町と平取町については近隣町のなかで災害協定を結んでおります。その中で相互協力をするということでの200枚についてを提供してございましたので、その分に

ついでに補充ということで、24年度、毛布については200枚購入しております。それと保存食の関係でありますね。保存食については先ほども言いましたけれども、25年度の中でできれば水を注ぐだけのアルファ米、そして飲料水、保存食については大体5年間保存ということになっております。飲料水につきましては、5年のものと10年のものということでございますので、なるべく長期に保存できるものについては、ある程度保存して、各両支所も含めてどのようなかたちでするか検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長

10番千葉議員。

10番
千葉議員

わかりました、是非そのほうも早急にですね、連携を取り合って整備をしていただきたいと思います。それで次にいきたいと思っておりますけれども、避難所のあり方についてですけれども、特に指定避難所になっている振内中学校のことについてお伺いしておきたいと思っております。以前振内中学校は強風により屋根を破損、飛ばされたという経緯もありますし、地震によりコンクリートも剥離して落ちてきているというような状況がありまして、非常にもろい、いつだったか、山田議員からもちょっとその避難所のことでご指摘もあったときもあろうかなというふうに思っておりますけれども、そんな中で、池売、川向地区の当然学校ということもあって避難されてくる場合の場所としては一時的な避難には私は何も問題ないのかなとは思っておりますが、やはり先ほどから申し上げてるとおり、長期にわたる避難場所としては私は、適切ではないのかなというふうに判断しておりますけれども、この振内中学校の指定避難場所についての扱いについてどのように考えてるのか伺っておきたいと思っております。

議長

総務課長。

総務課長

避難所の関係でございますが、いま現在、防災計画の見直しを順次進めているところでございますが、一時避難所につきましては、ご承知のとおり災害時に最初に避難する施設であります。指定避難所につきましては、長期に渡る場合の施設ということでございます。振内中学校につきましては今まで指定避難所ということでの指定をしてございました。一時避難所として振内地区につきましては、振内町民センター、そして池売生活センターということでの指定をしております。今回の見直しにつきましては振内中学校の老朽化等の状況もございますので、長期での指定避難所につきましてはですね、今後振内町民センターでの指定ということも考えて今、整備計画の見直しということで考えておりますので報告させていただきます。

議長

10番千葉議員。

10番
千葉議員

そうですね振内中学校はこれはもう一時も早くですね、今総務課長おっしゃられたかたちで、地域の人たちも安心して避難できる、特に支所のほうをですね、選択して、地域の方に早くその旨連絡をきちっとしていただいてほしいなというふうに思っています。それとですね、もう1点お伺いしておきたいなということは平成15年の特に平取の場合、大変な降雨災害でかなり被害を受けた、特に貫気別地区はものすごかったわけなんですけども、そのときの私の記憶によりますと災害が起きたと。起きてる最中は身動きとれないわけでございます。その後の応急的な復旧についてですね、町内の建設業者との連携が一時私の見る範囲では、そうそうじっくりいってなかった部分があったのかな、これは、各建設会社におきましても人員の配置とか持っている機械の保有台数とか、実際被害があったということは自分たちの施工している現場も被害にあってるわけですから、なかなか思うような行動は取れないというのは、私承知はしておりますけども、その辺の災害時における緊急的な出動を願う場合のですね、建設業界との連携は今後の話し合いの中でも見直ししながら進めていく考えがあるのかどうか、そのことも含めてですね、業者との連携についてどのようにお考えになってるのか伺っておきます。

議長

総務課長。

総務課長

建設協会との協力の関係でございますが、今年の10月にですね、建設協会と災害時におけます協力業務に関する協定書ということの締結をさせていただいております。災害が発生するおそれがあるときには事前に建設協会の方に連絡すると、各建設協会に入っている業者への待機指示、最終的な災害が発生したときにつきましては、町の方から建設協会への協力依頼というかたちでの災害時に緊急に対応できるよう、建設協会とこのようなかたちでの協定書を締結させていただいております。

議長

10番千葉議員。

10番
千葉議員

そうですね、多分様々なことが想定されていく中でやはり建設業者との連携、私は必要不可欠かなというふうに思ってますので、これはできればですね、定期的な会合含めてですね、年に1回程度は連絡を取り合いながら、協議をしていくというふうないわゆる防災に対する定期的な会合というのは私はこの建設業界含めて、各地域の町内会長さん、あるいはその自治会の力も必要ですし、そのことについては、やはり防災体制をとるうえでのシステムをきっちりやっぱり構築していく必要があるかなというふうに思ってますので、災害は忘れたころにやってくる、でございますけども災害は忘れないうちに最近はやってきますので、どうか年に1、2回程度ですね、そういった連絡協議会という

ものをきっちりと開いていただきたいなというふうに思っております。それで若干、さっき備蓄の話にまたちょっと戻りますけども、例えば緊急時に使うものといったら、大型の土のう袋、それから一般的な土のう袋、それから細かい話は各建設業者が保有している機材もそうなんですけども、あるいはそのブルーシートがどうなっているのかとかって、基本的なですね、初期の段階で防災を未然に防ぐ、あるいはその災害にあたって増水してきたときに対応する初期の資機材について、いま現在在庫はどのようになっていますでしょうか。あるいはその建設業界とはどのような話し合いを進めているのか、現段階でのことで結構ですので、ご答弁願います。

議長

総務課長。

総務課長

それでは建設資材の在庫状況でございますが、土のう袋につきましては俗に言うPP土のう、小さなものですね、これにつきましては約9千枚、そして大型土のうにつきましては約190枚町の方で保有しています。これについては防災の分だけでなく、建設水道課がいま現在、道路維持で保有してる分も含めての枚数ということになっております。ビニールシートにつきましては建設水道課の分も含めて約67枚ということでの保有をしております。建設協会がどのくらい持っているかということについての確認はしておりませんが、平成15年の災害時、未曾有の災害があったときに、建設協会については大型土のう等の分については常時保有していないということで災害時につきましては、災害が発生するおそれのあるときにはそういう連絡をとりながら、平成15年につきましては、各地区に建設協会を通じて、担当の建設業者さんに、まず生活道路の足の確保と安全のためにですね、町の方で災害あったその日の朝にすぐ納品できるように私の方から連絡して、バリケード200とか、コーン200、大型土のう何百というかたちで平取町のほうに搬入していただき、各業者の方は役場から必要分量持って、対応していただきたいということでの指示を15年はさせていただいております。今後、今千葉議員が言われたように、災害は忘れる前にくるということがございますのがいま現実でございますが、平成15年のようなことがないことを願いながら、ある程度そういうものについては建設業者さんが常時在庫を持つということにはなりませんので、その辺はなった場合についてはすぐ町のほうで対応してですね、建設業者の方に提供できるようなかたちはとっていきたいということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長

千葉議員。

10番
千葉議員

そうですね、全てが100%の備えなんてことは僕はこの自治体もあり得ないとは思ってますけども、最低限緊急時に必要なものだけはですね、今後とも、

確認をしあいながら進めていってもらいたいというふうに考えております。それと先ほど冒頭に質問に出しましたハザードマップとか緊急時の避難マニュアルのことについて少し詳細を伺っていきたくは思ってますけども、以前出されたもの、非常にわかりづらいということももちろんそうなんですけども、大事なことはですね、多分、こういったものを作成する場合は専門の業者さんがいるというふうに思いますが町の方で詳細を見ながら決定して印刷にかけるとは思うんですけども、大事なことは各地域、あるいはその自治会、町内会におろしてもらってですね、やはり、本刷りをする前にですね、中身をよく見てもらう、訂正する箇所あるいはその、ここもう少し字を大きくした方がいいんじゃないか、見やすくした方がいいんじゃないかということも含めてですね、ぜひその点は、確認をできるように民間の我々一般町民の方にもですね、おろしていただいて、それからですね、製作に入っていただきたいというふうに考えております。それと、最近は一ひとり暮らしの世帯もあつたり、高齢者世帯もこれからますます増えてくるというふうに予想されますけども、そういう人は一体私はどこに何かあつた時に避難した方がいいのか、これはもう一目瞭然、一目でわかるようなですね、例えば、電話の置いてある近くに、壁に張っておくとかですね、あるいは冷蔵庫に貼つとくとか、何かそういったものの確認できるものの私は製作も必要かなというふうに思ってます。一番良いのは、町内会で各班ごとに分かれておりますけどもそういった方々が、声をかけ合いながら避難するとき実際に平成15年の時もございますけれども、避難所の方に担いで行ったという例もありますけども、そのことが一番望ましいことだというふうには思ってますけども、完全に避難をできてるのかできてないのかということも含めましてですね、いざとなった場合、先ほど電源の話をしましたけども、電話もかけられない、あるいはその連絡もとりに合うことがままならない、特に夜間に停電が起きるような災害に見舞われたときの対応ということも想定しながらですね、やはりしっかりとした基本的な避難誘導時のマニュアルというものをですね、わかりやすく作っていただきたいというふうに思ってますけども、その点について今後の進め方、どのように考えているかお伺いいたします。

議長

総務課長。

総務課長

ハザードマップの関係でございますが、いま業者が決定し発注というかたちになってきております。議員が言うとおりですね、いまハザードマップの作成につきましては冊子ものと、冊子の中にいろんな非常用持ち出しだとか地図もわかりやすい地図も含めての避難所ということも書いておりますが、その他に議員が言われましたように、一枚もので、非常用の持ち出しだとか、そういうものが一目でわかるようなA4一枚ものについても、併せて作成をしていきたいということで考えております。ある程度のものでできたときには各自治会長に

見ていただいてご意見等を伺いながら修正、訂正しながら良いものにしたいということで考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

千葉議員。

10番
千葉議員

そうですね、本当に最初の基本的なことは当然業者に任せながら、町職員の中でも話を進めていって結構だというふうに私は思ってますけども、やはり各地域の地形的な特性とか、分散して生活しているお年寄り方の詳細ってのは一番その各自治会がわかっているということだと思ってますので、どうか印刷をかけて配布する前にですね、今総務課長がおっしゃられました、各自治会単位、あるいはその町内会長さん含めて一度、そういった意見を賜りながらですね、配布する前の作業はぜひともこれは守っていただきたいなというふうに思っております。それと、先ほどちょっと言いましたけども、緊急時における避難の状況、特にお年寄りのことなんですけども、やはり普段お年寄りの中でもなかなかおつき合いが広いお年寄りとなかなか一般の人達と交わることを好まないお年寄りというのは私はいると思うんですよね。ということはいざというときに連絡を取り合えるようなおつき合いをしてるお年寄り方は、私は割と災害に遭わない確立が高いのかなというふうには思ってますけども、どうしても様々な事情からなかなか家から出ないお年寄り、連絡がとれないお年寄り、そういった方々の対応策というのもですねぜひ防災会議とかまあこれは仮称としてもですね、定期的な会議の中でもですね、このことについてもきっちりとかっぱり対応策を考えていく必要があるかなと思ってますので、最後になりますけどもその辺の定期的な会合、あるいはその防災に対する協議会なり何なりの定期的な開催ということについてどのように考えてるのか伺っておきます。

議長

総務課長。

総務課長

連絡体制の関係かなという感じがいたしますので、そういう緊急時の連絡体制につきましても、基本的には町の広報車を含めて行うということになるかと思ひます。ただ、現在の住宅につきましても機密性が良くて、広報車では連絡がつかないというかたちになりますので、基本的なこういうお年寄りだけではなく一般の人方も含めてのそういう災害時での避難なりの連絡につきましても、基本的には自治会の協力が必要になってくるのかなと思っております。それで自治会の連絡体制で各班での連絡しての状況だと思ひます。ただ、その他に今議員さんが言われたように最終的には声かけについては日々の声かけが大事になってくると思ひますので、昔みたく向こう四軒、三軒両隣りみたく日々、常時、どうだっということのおつき合いを自らやっぱりしていただきたいというのが思ひであります。それと災害というのは基本的な考えにつきましても自助、共助、公助というのが基本的にあります。自助、これについては自分のことは

自分たちで、共助、自分たちの地域は自分たちで、公助、行政機関が支援することということになっておりますので、何かのためにやっぱり日々のつき合いを地域住民の皆さんは行っていただきたいなっていう気は思っておりますのでよろしく願いいたしたいと思います。

議長

千葉議員。

10番
千葉議員

どうか今まで私が質問したことに対しまして一生懸命取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますが、最後に首長であります、町長のこの防災についての今後の整備についての見解をお伺いしておきたいと思っております。

議長

川上町長。

町長

それではお答え申し上げます。私のマニフェストにも、災害に強いまちづくりを推進することとしてございます。しかしながら昨年の東日本の大震災以降、今年も北九州市での局地的な豪雨災害、また先月の爆弾的な暴風雪により、長時間停電が発生する等の状況を教訓にしながら、今後とも災害に強いまちづくりをしなければならないというふうに考えてございます。現在防災計画の見直しをしておりますので、洪水、地震、雷雨、豪雨、強風等あらゆる災害に対応できる盤石な体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。特にこの度の大規模停電が発生をいたしまして、町内で停電が起きたとき、防災関係の拠点施設となっております役場をはじめ病院、福祉施設等の非常用の発電装置により、機能が直ちに停止し問題が発生しないようにするためにも、先ほど担当課長から申されたように、レンタル業者との協定を含めて、総点検をしながら必要な対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。また、平取ダムの事業についてはですね、これは新聞でもご承知のとおり、終始一貫ダムの必要性を訴え続けて参りましたけれども、関係地方公共団体からなる検討の場、さらにはパブリックコメント、また外部有識者による事業審議会、いわゆる第三者委員会の事業審議委員会も建設継続妥当との方針案が出まして、高橋知事も平取ダムの継続は妥当との回答が出されまして、今月の17日に国の有識者委員会が開催されまして正式に平取ダムの継続は問題なしと決定されまして、ダム建設が継続することが揺るぎないものとなりまして、一歩も二歩も大きく前進をしたところでございます。あとは、国、国土交通省としての対応方針を決定して、早期の完成に向けて、強力に地域の声をしっかり要請しながら洪水に強いまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。またの先ほどお話がございました高齢者やひとり暮らし世帯を想定した災害時の避難誘導につきましては、これは従前から申し上げているように、各自治会に自主防災組織をつくりながら、非常時には向こう三軒両隣で助ける体制づくりが重要でございますので、今後とも、地域の助け合

いネットワークの構築が重要でございますので、再度、行政と自治会との連携を強化してまいりたいと考えております。また合わせて、災害時の要支援者を的確に行うための支援プラン、個別支援計画等の策定にも着手してまいりたいというふうに考えてございます。以上を申し上げまして、答弁に代えさせていただきます。

議長 千葉議員。

10番 千葉議員 今町長の方から大変貴重なご答弁いただいたなというふうに思っております。先ほど、一番最初の質問の中で平取ダムとかインフラ整備のこともちょっと触れていただきましたけども、承知のとおり衆議院の解散総選挙があって、政権交代ということで、3年半前の民主党の政権交代のときはダムが凍結というようなかたちになりました。それで今までずっと有識者会議含めてですね、検討なされてきたわけでございますけども、新しい政権にかわっていく、新しい政権というか、もともとの自民政権にまた復帰するわけでございますけども、その復帰のタイミングを見計らってですね、私はもうここまで置き去りになった平取ダム、これはもう何とかしなくちゃいけないというふうに強く思っておる次第ですけども、陳情を含めてですね、早期着工の要望含めて、今後の町長の日程等を伺っておきたいなというふうに思っておりますけども、ご答弁のほどお願いいたします。

議長 川上町長。

町長 それでは私の方からお答え申し上げますが、年内にはなかなか難しいと思いますので、新年度明けてからですね、やはり地域の声をしっかりと届けながら、来年度予算付けをしていただきながらですね、1日も早い着工をしていただくように総力をあげなくてはならないというふうに考えておりますので、そのタイミングを、状況を見定めながら、1月中になんとか、地域の声を国に届けたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 千葉議員の質問を終了いたします。10分間ほど休憩いたします。

(休憩 午前10時28分)

(再開 午前10時40分)

議長 それでは再開をいたします。5番平村議員を指名します。5番平村議員。

5番 平村議員 5番平村です。先に通告しております今後の認知症施策の方向性についてと行財政改革について、以上2点について質問いたします。1問目は、今後の認知

症施策の方向性についてから質問いたします。介護が必要な認知症高齢者が300万人を突破し、平成14年の149万人から10年間で倍増していることが、厚生労働省の推計で出ています。65歳以上の10人に1人が認知症を患っていることとなります。このため、厚生労働省では、新たな認知症対策をまとめ、平成25年度から5か年計画で整備計画を策定し、自治体の医療介護計画に対応策を反映させたいとの方針でございます。厚生労働省のプロジェクトチームの今後の認知症の施策の方向性について、具体的な施策を見ますと、今後目指すべき基本目標をこれまでのケアの流れを変え認知症ケアパスを構築する施策の方向性をまとめられています。認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指しており、この実現のため、七つの視点について施策を積極的に進めることによって、これまでのケアの流れを変え、状態に応じた適切なサービス提供の流れを構築することを目標とし、今後の認知症施策を進めるようでございますが、2点に分けてお伺いします。1点目は、当町の取り組みの現状と方向性についてということで、何点かに分けて伺います。一つ、既に厚生労働省から通知が来ていると思いますが、内部でどういう協議がなされて、25年度に向けて取り組むのか現状について伺います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

平村議員のご質問にお答え申し上げます。議員ご指摘のとおり、厚生労働省の認知症施策検討プロジェクトチームは、本年6月18日に「今後の認知症施策の方向性について」と題する報告書をまとめました。それによりますと、従来、認知症の方が自宅から施設、施設から病院に移って人生の幕を閉じるという流れがありますが、その流れを変えることを目的に、1番目といたしまして標準的な認知症ケアパス、これは状態に応じた適切なサービス提供の流れというものでございますが、この作成と普及、2番目といたしまして日常のかかりつけのお医者さんの認知症対応力の向上や、認知症疾患医療センターの整備等を内容とする早期診断、早期対応、3番目としまして、薬物治療に関するガイドラインの策定や病院に頼らない地域での生活を支える医療サービスの構築、4番目としまして、認知症施策の実施に当たっては、市町村の果たす役割は大きいとして、医療介護サービスの円滑な連携や介護サービスの整備、グループホーム及び介護保険施設の活用等による地域での生活を支える介護サービスの構築、5番目としまして、認知症介護予防の推進等を内容とする地域での日常生活、家族の支援の強化、6番目、若年性認知症支援のハンドブックや就労支援等の若年性痴呆症施策の強化、7番目、医療介護サービスを担う人材の育成、以上の七つを柱とする考えを示してございます。これは今後ますます高まる、平村議員ご指摘のとおり高齢化の率に比例して増加する、認知症の方に対する施策のさらなる充実を目指しまして、国として取り組む方向性を示したもので

あり、今後この報告に掲げた施策に関する平成25年度から5か年間の具体的な計画を国が平成25年度予算要求とあわせて策定し、第6次、これは平成27年から29年の介護保険事業計画期間以降の各市町村の計画への反映等について検討するとしてございます。ご質問の平取町の取り組みの現状といたしましては、地域での生活を支える介護サービスの構築という観点から、認知症の方をケアするための新規サービスといたしまして、ご承知のとおり、地域密着型の認知症対応型共同生活介護グループホームの事業を来年度から開始するための準備を現在進めております。また、地域での日常生活、家族の支援の強化の活動としまして、平成22年度から認知症サポーター、本年度から、認知症サポーターを指導するためのキャラバンメイトの養成講座を実施いたしておりますが、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催いたしまして、高齢者権利擁護の取り組みを図っているところでございます。国からの通知の具体的なものというのは、現在国の方で予算要求をした中でその後の正式な書類、というか通知が来ることになっておりますので、現在については具体的な内容がまだ現状では届いておりません。ご指摘のとおり、認知症ケアに関しましては、平取町におきましても今後ますます重要な施策となりまして、大きな予算措置を伴うことが予想されますことから、その裏づけとなる国の具体的な政策の中身とその予算付けを十分見きわめながら、このたび厚生労働省のプロジェクトチームが示した方向性に沿った中で、実施可能な認知症対策を進めてまいりたいと考えております。

議長

5番平村議員。

5番
平村議員

この七つの厚生省の計画はわかりますけれども、今後この認知症の対策の中に平取町としての組織体制がどのようにされるのかまだそれが今の段階ではないということなんですけれども、いま、日常生活を重点的におこななければならないということでこういう項目を挙げられたんですけれども、いま実際にヘルパーさんとかの活動がほとんど人数が足りなくて、行われていない中で、やはりもう少し組織体制を充実してヘルパーさんとかその自宅で介護できる応援をできるような体制をやらなければその26年度からの次の27年度からの計画には間に合うかもしれませんけれども、厚生省では25年度から、もうその体制をやりなさいということなので、その辺の中身を組織的な中身をもうちょっと早く町の方で体制づくりをやってほしいのと、認知症の人の支援については平成24年度から介護保険事業計画の中で策定する努力義務が法律上設けられていますので、この点の取り組みについても、町としてはもうちょっと早急にやってほしいと思います。また、医療、保険、介護等を一体的に取り組む組織体制づくりについて伺いますけれども、この七つの視点の中に地域ケア会議を開催し、ケアプランを検討、検証を行う体制づくりに医療機関との連携、協働が必要となってきますので、医療、保険、介護を一体的に取り組む体制が必要と

考えていますが、いかがでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ご指摘の通り、医療、保険、介護を一体的に取り組むことが重要でありますので、厚生労働省の今回の報告書にも書かれておりますとおり、現在当町におきまして、医師、看護師、介護支援専門員、地域包括支援センター、高齢者施設の介護職員、町の保健師及び福祉の各実務担当者等が職場横断的に一堂に会しまして、毎月定例で開催しております地域ケア会議を継続して実施することで、いわゆる縦割りの弊害を排して、介護しようとする町民のための情報の共有化と、より良いケア内容の検討をさらに進めるとともに、今後、関係課、町の理事者とも十分協議いたしまして、必要な組織体制づくりにつきましても積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

議長 平村議員。

5番 平村議員 はい。前にも私はこの件について平成20年の議会でも質問して、地域包括支援センターと病院との連携強化が必要ではないかということで、行政改革、病院改築の時期に組織体制を検討したいという答弁をいただいているんですけども、いま病院の中でも認知症になった方が、どうしても手が回らないので精神科の方の病院に送られてしまうという実態が最近もありまして、本当に家族の方が大変な思いをしていましたので、やはりこれはもう早急に組織体制を病院と連携を取りながら、この流れに沿った、高齢者と認知症のケアについて特に、早急にその組織体制づくりをやってほしいと思いますけれども、その辺の町長の考えはどうなのかお伺いしたいと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 平村議員ご指摘のことは大変重要な点でございます。私ども地域包括の職員と国保病院の看護職員は町民の介護、あるいは健康情報に関しまして日常、必要があれば頻繁に連絡を行い、あるいは会議打合せ等を実施をいたしてございます。今後さらにですね、重要になるこの認知症介護に関しまして、組織体制が必要というご指摘でございます。その通りというふうに考えてございます。関係部署等と協議いたしまして、進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長 川上町長。

町長 それでは私の方からも申し上げたいと思いますが、平成9年の12月に介護保

険制度が成立しまして、平取町では、平成12年2月に第1期の高齢者の福祉計画、介護保険事業計画を策定以来です。現在5期の計画に基づきながら、きめ細かな、高齢者介護福祉対策に取り組んでいるところでございます。平取町の高齢者福祉対策としての基本的な考え方は、在宅介護を含めた在宅福祉サービスを中心としながらです。高齢者の皆さんが、本当に住み慣れた地域で安心して暮らせることが1番望ましいと考えてございます。町としても、地域の包括支援センターが中心となりながら、在宅福祉サービスに重点を置きながら取り組んでいるところでございますが、さらなる高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が予想されてございます。そういったことで今後においても、認知症に対する正しい理解の促進、家族介護者への支援、そして認知症の高齢者の権利擁護のための取組みなど、本当に認知症高齢者が尊厳を持ち、自立した生活を送ることができる環境づくりについて国の方からそういった方向が示されておりますが、できることから最善を尽くしてまいりたいというふうに考えてございます。ご承知のとおり、最優先課題でありました認知症の施設でありますグループホームが振内町に25年4月にオープンが予定されておりました。住み慣れた地域で認知症の方々の尊厳を持ちながら安心して暮らせる環境整備に努力をしてまいりたいというふうに考えております。今回厚生労働省のプロジェクトチームが示した方向性については、先ほども課長から答弁ありましたように、今後高まる高齢化率に比例して増加が予想される、認知症の方に対する施策の充実を目指すものと理解してございますので、できるものから取り入れながら、また国の動向等も見きわめながら、今後とも平取らしい、認知症対策を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

平村議員。

5番
平村議員

是非早急に、そういう対策をとって組織体制をつくっていただきたいと思ひます。次に、2点目の行政改革の推進について、次の3点について質問いたします。1点目は、行財政改革大綱の策定についてお伺ひします。平取町の第3次の行財政改革大綱は、平成23年度で計画期間が満了になっていると思ひます。平成23年度の町政執行方針の中で、計画期間中推進してきた各種事項については、改めて検証等を実施し、次期計画策定に向けて検討すると述べられております。平成24年度の町政執行方針では、行財政改革大綱に基づき、引き続き行財政改革に努めると述べられておりますが、ここで2点に分けて伺ひます。最初に、第3次の行財政改革大綱の検証等を実施されたのかお伺ひします。

議長

総務課長。

総務課長

大綱の検証についてということでございますが、平成22年度におきましての

今後のあるべき姿ということのなかでの行政改革での協議をなされて各種提言を得てその実施に向けて進めてきているところでございます。その中で、24年度においてその出されたものの中の進められるものと終わったものとですね、今後の課題ということのなかでの整理をさせていただいております。その分の課題の残っている分についてをですね、引き続き24年度についての今後の継続協議というなかでいま協議を進めているところでございます。

議長

平村議員。

5番
平村議員

それでは23年度の財政改革大綱というのでは検証はやってないということなんです。いま24年度に入っておりますけれども、一応議会の前の質問のときにも、23年度の財政執行方針で検証し次期計画を策定すると議会で説明しております。このことは非常に重いものがあると思います。行財政改革推進本部での一連の検証作業の状況についてもうちょっと詳しくいま24年度やるんですか。23年度の方で、きちんとしたことはできないということでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

第4次の大綱の関係ということで、ちょっと私の答弁がちょっともれてたので申します。行政改革のまず現状と経過について流れとしての説明をしたいと思っております。平成9年の11月に示されております地方自治新時代に対応した地方公共団体の行政改革の推進のための指針に基づいて各市町村におきましては行財政改革大綱の策定をし、行財政改革に取り組んできているのが現状であります。3次におけます、平取町の行財政改革につきましては16年の12月に閣議決定されております今後の行財政改革の方針に基づきまして、17年度を起点として平成21年度までの5年間ということでの各地方公共団体において従前の行財政改革大綱の見直しを行い集中プランとして推進することとなってきております。実質的に国の大綱に基づいて平成22年3月31日で集中改革プランが終了しているということでございますが、それ以降につきましては各地方公共団体における自主的な取り組みをとっているところでございます。4次の大綱につきましてはですね、持続可能な財政運営を基本としながら、平取町独自の施策展開がこれらの行政課題に対応できる自治体を構築するためには引き続いての行財政改革が必要だということ考えているところでございます。その中で、行財政改革大綱につきましては、行財政改革推進本部において協議を行い、行財政改革審議会の協議を経て、24年に第3次における大綱を基本としてコンパクトな計画としてですね、大綱を策定をしているところでございます。

議長

平村議員。

5 番
平村議員

第3次は23年で終了していることにはなっていないんですね。24年度もそうしたらそのまま引き続きやるということですか。各種の計画はいろいろとございますけれども、どの計画もそうだと思いますけど、実施してその結果を検証、評価し、改善を図ることは当然のことだと思います。第3次行財政改革大綱については、改革事項を検証し、評価して住民に公表する必要があると思いますので、この点をきちんと住民に公表したのかどうか、お伺いしたいと思います。また、次期行財政改革の策定についてでございますが、この24年度以降の計画の作成はそのまま継続してやるという意味で新たに策定はされていないのでしょうか、お伺いします。

議長

総務課長。

総務課長

先ほど言いましたように24年の1月に第3次については終了して、審議会の協議を経てですね、23年度第3次の大綱を基本としてですね、コンパクトな計画として策定をしているところでございます。

議長

川上町長。

町長

それでは私の方から申し上げたいと思いますが、第3次の平取町の行財政改革の推進の実施につきましては、検証もひっくるめて、これらについては行財政改革の審議会の方にご報告を申し上げてですね、引き続いて第4次の24年から28年の5か年計画を案件として残っている部分について、コンパクトにまとめながら24年から28年の計画を策定したところでございます。そういったことで平取町のこの行財政改革については3次までの行財政改革推進計画を基本としながらですね、23年まできめ細かく推進をしてまいりました。これまでの経過の中で、16年の三位一体改革によりまして地方交付税が大幅に削減されたこと、また15年、18年の未曾有の大災害、さらには、平成の大合併によりましてですね、餡とムチにより合併が進められるなかで、財政状況も大変逼迫した状況のなかで、この第3次の計画が進められておりましたが、そういう財政が逼迫した状況のなかで、他町にない先駆けて積極的な行財政改革を断行してまいりました。主な改革としてはですね、例えば民間委託であれば老人福祉センター、あるいは社会教育バスの民間委託、学校統合については、荷負小学校、貫気別中学校の統合、さらには組織執行の見直しでは、大課制の実施、例えば建設水道、管財課の統合、あるいは学校教育と社会教育の統合等々でございます。さらには、各団体補助金の一律の見直しと、さらには類似関係組織の統廃合も進めながら効率化を図ってございます。また人件費の独自の削減等、実施してきたところでございます。さらに皆さんもご承知のとおり、I

SO14001の取り組みによりまして、さらに乾いたタオルを絞る改革をしてきたところでございます。その結果として、地方交付税も復活をしてきたこともございますけれども、平成18年から27年の10か年の総合計画の当初では、基金についても、約4億円弱しか残らない推計でございましたが、27年の最終年次には約20億円の基金が残る状況にございますし、また、起債も良質な起債以外は借入しないなどして大幅に借金を減らすことができ、財政健全化を維持しております。これまでの苦しい財政運営を教訓にしながらですね、町民の皆さんのご理解とご協力によりまして、これまで頑張ってきた結果であるというふうに考えてございまして、今後とも、4次の計画が立てられたわけでございますが、今後とも気を緩めることなく、事務事業の見直し、時代に即応した組織機構の見直し、さらには持続可能な財政運営等々をするためにも、第4次の行財政推進計画のもとに推進をしてまいりたいというふうに考えておりますので、答弁とさせていただきます。

議長

平村議員。

5番

平村議員

はい、行財政改革はこれでおわりということはないと思います。今、行財政状況の「見える化」が求められております。事業のコスト計算等、費用対効果が重視されていますので、行財政改革は、私は山積していると考えています。今後の取り組みについてなお一層努力をしていただきたいと思います。次、2点目は、公会計システムの整備推進についてお伺いします。今自治体財政の見える化が注目されています。この見える化は、現行の公会計方式の手法を変えることによって、財政の実態を明らかにすることが求められています。総務省は、今後の新地方会計の推進に検討会を立ち上げ、新しい公会計基準の作成について検討され、平成19年10月に総務省から公会計の整備促進について、北海道を通じ各町村に通知されていますが、国が進めている地方行政改革の指針に基づき、人口3万人未満の町村は5年後、23年度決算までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備と必要な情報の開示に取り組むよう通知されていると思います。そこで、何点かに分けてお伺いします。この制度の導入の背景には、夕張市の財政破綻をきっかけに、平成19年度から自治体財政健全化法による財政指標の公表が義務づけられていることから、各自治体での取り組みが進んでいるようですが、全国での取り組みの状況と当町での取り組み状況についてまずお伺いします。

議長

まちづくり課長。

まちづく

り課長

お答え申し上げます。今の質問については数値的なものは把握しておりませんが、そういった毎年議会等でも公表しております財政健全化指標につきましてはですね、これは法的な義務づけとなっておりますので、全国的に各地方公共

団体で全て実施しているというような状況だと考えてございます。

議長

平村議員。

5 番
平村議員

この財務書類の作成については平取町で今やってると思うんですけども、総務省の基準モデルとか改正モデルとかというのがあるんですけど、平取町はどちらの方でやっているんですか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

今、取り組んでいるといった内容につきましては、過去の決算統計等を基礎的な数値といたしまして資産評価する改定モデルというのと、それから全ての資産を公正価格で評価いたします基準モデルというこの二つがございまして、これにつきましては、かなりこの実施に関して基準モデルはいわゆる外部発注も含めてかなりの費用も要するというようなこともございまして、ほとんどの自治体で改定モデルを採用いたしまして、実施しているというようなことになってございます。ただ当町に関しましては、改定モデルに少し基準モデルの要素を含めました、より詳しい資産の評価を行うということで、23年度に専門の業者に委託いたしましてこの辺の資産評価につきましてはもう完了しているというような状況になってございます。

議長

平村議員。

5 番
平村議員

この総務省の改正モデルについては複式簿記とかそういう方でちょっと導入されると大変な部分もあると思いますけれども、その導入によっては長所短所で明確な財政の部分が見えるのではないかと思いますけれども、なかなかそこまでいくのは大変かと思っておりますので、その辺はいろいろ勉強して行政改革の中で、モデルを移行していったらいいのではないかと思いますけれども、各自治体でいろいろやっているところが、東京都もすごくいいことやってますし、ニセコ町とか、あちこちの自治体でやっているのもうちょっと、平取町も職員をそういう研修に行って複式簿記の勉強しながら財政が一般町民にも中身がわかるような、そういう制度に変えていってほしいなと思っております。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい、現在当町も含めまして、ご質問にあったとおり、複式簿記という内容での会計制度ではございませんので、地方公共団体で用いられております公会計制度でございしますが、これは現金主義というものが採用されておまして、記帳方式といたしましては、収支等を一面的に記載する単式簿記というものが採

用されているということでございます。現金主義というのは歳入歳出ともに現金を支払った現金を受け取ったという客観的な事実を元に会計をいたしまして、予算の範囲内での適切な執行を行いまして、その説明責任を果たすという内容になってございまして、こういう点で公的機関での会計制度に非常に適しているということが言えると思います。しかしご質問にもありましたとおりその一方で、資産、負債の累計額等のストック情報が十分でないというようなことですか、収支を伴わないコストを含めた正確な情報等が把握できないといったところが指摘されておりまして、それを補う会計情報の充実が求められてきたというところでもございまして、総務省からも、ご質問にありましたとおり各自治体に整備を進めることを要請されてきたということでございます。この四つの表でございまして、これは貸借対照表、それから行政コスト計算書、純資産の変動計算書と資金収支計算書、この4表を作成して公開するという内容になってございまして、若干各表について内容を説明させていただきたいと思っておりますけれども、貸借対照表につきましては、町が行政サービスを提供するために保有している資産、その資産の形成の財源として、将来世代が負担しなければならない負債と、過去または現世代が負担した純資産を総括的に対照表示した財務諸表ということになってございまして、この表からは、将来次の世代に引き継ぐ資産はどのくらいあるのかということですか、将来世代が負担する借金は幾らあるのかとかですね、資産を形成した財源は何か等が把握できるといった内容になってございまして、また行政コスト計算書、いわゆるキャッシュフローでございまして、これにつきましては、1年の行政活動の内、福祉ですとか教育といった人的サービス、それから供給サービス等の行政サービスにかかる経費、経営上の行政コストと、その行政サービスの直接の対価として得られた使用料、負担金等の収入を対比した財務諸表ということになってございまして、この計算書からは、行政サービスにどのくらいのコストがかかったか、それから行政サービスは受益者負担でどのくらいのコストが賄われたかというようなことが把握できるといったものになってございまして、それから、純資産の変動計算書でございまして、これは貸借対照表の純資産が1年間でどのように変動したかを表した財務諸表でございまして、総額としての純資産の変動に加えまして、それがどういう財源や要因で増減したかを情報化するものでございまして、この表からは純資産はどのように変動したかですか、資産を形成するための財源はどのように変化したか等がわかるものとなってございまして、資金収支計算書につきましては1年間の行政活動による資金の出入りを経常収支の部、公共資産整備収支の部、それから投資・財務的収支の部の、この三つの区分に分けて表した諸表となっておりまして、経常経費、それから投資的経費をどのような財源で賄っているかを把握できる内容になってございまして、これらを整備することによりまして、今やっております現金主義による会計処理の補完として、見えないコストですとか、それが明確になる、それから正確なストック情報の把握、これらがですね、将来の住民負担に対する意識付け、さ

らには事業別、施設別の財務諸表を用いた様々な検討、それから人件費としてのコストの意識づけというようなものが可能になるかというふうに考えてございます。平取町では先ほど申し上げましたが、改定モデルをベースといたしまして、23年度までの資産評価をもうすでに終えておりまして、23年、24年度決算につきまして、25年の公表に向けて4表の開示を行うということにしております。ただこの4表に関してはなかなか普段一般町民にはなじみがないというようなこともございますので、公表に際してはですね、非常にわかりやすい手法等を取りながら、公表に心がけたいというふうに思っております。

議長

平村議員。

5番
平村議員

公会計の目的としては、税金や借入金が有効に使われていることを示すという、住民に対して説明責任を果たすということだと思いますので、行財政運営の効率化への必要な情報を提供するというので、あげられているのでこの四つの表を作って住民がよくわからない部分もあるかとは思いますが、こうした機能を果たすには行政活動に伴って全ての取引や資産、負債を把握し、有効に利用されるよう管理することを求められていますので、制度の導入に当たっては、調査研究し対処して町民にわかりやすく説明をしていただけたらいいなと思います。以上、この部分では終わります。次に3点目の予算概要書の内容充実について伺います。近年予算をわかりやすくするために、事業ごとに内容を説明する資料を作成し、住民に配布する自治体が増えてきています。このことにかかわっては平成23年3月議会で財政状況、給与等の人事行政を網羅した予算概要書の作成について質問していますが、このときの答弁では、わかりやすい概要書の作成に心がけ、財政状況なども理解しやすいものをつくりたいとのことでした。その後若干資料も追加し、充実していただきましたが、住民参加の前提は徹底した情報の公開と共有化という観点から、各事業の説明を経費内訳財源等、創意工夫し内容の充実を図っていただきたいと思いますが、ひとつお願いいたします。質問いたします。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

お答え申し上げます。予算概要書につきましては、平成23年度から全戸配布をさせていただいているという状況になってございます。当該年度予算の基礎的な情報に絞ってお知らせをさせていただいているということでもございまして、発行する側としてはですね、なるべく発行経費を抑えたいというようなこともございまして、印刷等も自前で行っているというような状況でもございまして、そのために紙面の量も限られてくるということになりますけれども、基本的な予算の概要についてはお伝えできているものと思っております。他自

治体の例を見ますと、相当の予算をもって作成している例もあることは把握してございますけども、当分ですね、この現在の内容で発行を継続したいというふうに担当課としては考えてございまして、今ご指摘のとおりその財源内訳ですとか、さらにより具体的なものを求める声等があればその辺もある程度は盛り込むような検討をさせていただいて、今後も内容を充実させながら、発行させていただきたいというふうに考えてございます。

議長

平村議員。

5 番
平村議員

いろいろと町民の方々からなかなかわからないという意見が多数私のほうに言われましたので、いろいろとよその町も調べてみますと、これはニセコ町のなんですけれども、すごくわかりやすい資料編として予算の概要、町の借入金、積立金などわかりやすく分かれています。町の財政の健全性、町の補助金の使われ方、各種事業への負担金、交付金、民間委託業務への内容、人件費の概要、各種施設の維持管理の経費の細かい部分まできめ細かく編集されていますので、そういう部分が町民は見たいのではないかと思いますので、できる範囲ではよろしいんですけれども、少しずつ改革して行ってほしいなと思います。自治体は税金を使って施策を行う以上、税金の使い方や町の財務状況を納税者にわかりやすく公表するのは当然のことだと思いますので、毎年工夫をしながら、発行していただいていることはわかっていますが、この件について、なお、再度お願いしたいと思います。なお、毎年当初予算審議のときに予算説明資料をいただいておりますが、その中で主要事業調べは款別総務費などで、款別に整理されていますが、これを目別にし、各事業別に整理改善して、予算書と照合ができるよう改善していただけないかお伺いしたいと思います。

議長

町づくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。今ご指摘いただいた内容等の充実につきましては逐次どのような表現ができるかというようなことも合わせて検討させていただきまして、概要書で足りない部分につきましては、広報、まちだより等も活用しながら、公表し、住民にですね、知らしめていきたいと考えてございます。それから最後の予算説明書の目別の表現の仕方等については、今後ちょっと内部等で検討させていただきたいと思います。

議長

平村議員の質問を終了いたします。続いて3番山田議員を指名します。3番山田議員。

3 番
山田議員

それでは新エネルギービジョンの進捗状況と課題ということでご質問させていただきます。22年度にも自分の方でエネルギービジョンについては質問させ

ていただいたところでございますけれども、皆さんご承知のとおり東日本大震災から発生いたしました福島原発の事故、これを機会に再生エネルギーの声が高まり、日本中に広がっているところがございます、各市町村においても数多くの、今、太陽光、風力、その他いろいろな再生エネルギーの発電装置の建設に取り組んでいる町も多く見られるところがございます。またさらに、先日の衆議院選挙におきましても、原発の稼働、何年後に廃止する等の考え方によって大きな争点となり、現在ご承知のとおり自民党が政権をとったところがございます。今後どのようなようになるのか、皆さんじっくり見ていただきたいという考え方でおりますけれども、当然ながら平取町におきましても、水、風、太陽光、その他を利用した発電所、今後大きな発電所も建設していくという考え方も今後は考えられるのかなという気はしております。その前に今まで、平成20年に作成されました新エネルギービジョンの進捗状況、そしてさらには近々に考えられます問題等を先に質問させていただきたいというところがございます。まず初めにですね、26年度に建設予定されております平取の温泉、宿泊施設へのチップボイラーの設置についてでありますけれども、計画によりますと、当然これもエネルギー対策の一つということで、この装置でお湯を沸かし、温泉の経費を少しでも安くしていこうという考え方で計画されておるところでございます。またさらには議員仲間で研修視察に行きまして、今年もいろいろと勉強したところがございます。この計画がまず迫っているという中で、どのような計画をもってこのチップボイラーの設置についてお考えか、まず先にそこをお伺いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答え申し上げます。びらとり温泉の改築事業に関しましては、現在、詳細設計及び建築後の経営に関する指定管理者等の選定等につきまして、具体的な検討に入っているといたるところでございます。ご質問にありましたびらとり温泉の木質系チップ等のバイオマスボイラーの導入につきましては、平成19年度に策定いたしました平取町の地域新エネルギービジョンの導入スケジュールにも盛り込まれてございまして、検討するという事になってございました。また平取町の新エネルギー活用推進委員会というのがございますが、ここにおきましても平成23年度でございますが、この年に具体的な機器の導入ですとか、それから燃料費の削減、CO2の削減に関してこの委員会でご検討いただいたというような経緯もございます。さらに、議会も先進地の視察をしてございますが、このへんの視察も何度か実施をさせていただいて、導入に向けての準備を進めているといたるところでございます。設置する方法といたしましては、従来型の石油、オイルボイラーを補完する形での設置になるというふうにご考えてございまして、また導入時の国庫補助金等の補助制度を適用させるといったことから、温泉の建設事業とは別な事業とのとらえで設置する予定とし

てございます。それで本来であれば25年度に温泉の改築と並行いたしまして、整備を進めるのがベターというふうにも考えてございますけれども、バイオマスボイラー等の設置にかかる事業費、これは国庫補助金を除いても非常に一般財源等の持ち出しが多くなるという現状がございますし、また燃料の確保につきましても、地場の素材を活用したいということでございまして、その品質ですとか、量を安定的に供給できるルートをしっかり確立することがまず最初に重要なことかなということございまして、さらに若干その辺で時間を要することが予想されるということもございまして、当面ボイラーの設置については総合計画には計上せず、財政的な環境ですとか、設置後の安定的な稼働の条件が整い次第改めて総合計画に計上して、整備を図りたいというふうに考えてございます。

議長

山田議員。

3番

山田議員

この導入はちょっと後々考えていくという今の答弁かなという気がしておるんですけども、当然ながらこれがまた福祉施設、温泉ということで、経費削減の計画ということで私たち理解してゴーサインも出したところでありますし、当然ながらこういう再生エネルギー、チップボイラー、バイオマスの関係のオイルボイラーとの併用ということで考えていく中で、当然理解していたところですけど、これがまた後々ってということになりますと、当然自分達もちょっと問題点かなっていう気がします。さらに、この計画が23年度にできた段階で、このチップの材料などにおきましても、平取町内そのほか、この材料確保については検討して当然な事項だったのではないかなという気がしますけどそれがちょっと立ち遅れている。今返答できないということは当然ながら、この施設がもう前々からも計画倒れになっているような答弁の仕方だと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

このチップボイラーの設置をやめたということではありませんので、もちろん新エネルギービジョン等にも盛り込まれているというようなこともございまして、先ほど申しました理由等によりまして、若干検討といたしましうか導入時期をですね、改めて検討したいというようなことでのご理解をいただきたいというふうに思っております。また原料等の素材の調達に関しましては、23年度のエネルギーの推進委員会等の中でも供給先等について、いろいろな調査をしております。ある程度の調達が可能ということもございまして、さらに品質等についても、やはりいろんな視察の中で、ある程度の品質を保持した素材を供給しなきゃならんということもございまして、その辺もさらに供給できる業者等のいろんな調整等が必要になってくるというような事もござ

いまして、このようなことになっているということでご理解をいただければと思います。

議長

山田議員。

3 番
山田議員

そういう返答ですとね、当然ちょっと自分の質問から外れるような気がして申し訳ないんですけども、この温泉施設、そうしたら石油を使ってこれを沸かして温泉をつくるという考え方でそれが当面 2，3 年続いていくという中で考えていくという方向性でよろしいのでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい、そのような考えでよろしく申し上げます。

議長

山田議員。

3 番
山田議員

ちょっとこの問題後にもう一度考えてもらうというか、質問させていただく機会があればちょっとお聞きしたいなと思います。わかりました。自分の質問ちょっと離れてしまうんでこの質問は控えさせていただきます。当然温泉の中で今後も考えていくということで一応理解しております。さらにはこの温泉施設の中に自分としてはペレットストーブ、この施設も各部屋に、宿泊施設の中に当然つけていくような考え方もあるのかなと思っていたんですけど、その辺の考え方はどうでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

現段階ではいわゆるオイルボイラー一本で給湯暖房等も賄おうというような方向性になっておりますので、現時点では、ペレットストーブの導入は考えていないというような状況でございます。

議長

すみません。伺いたいんですけども、検討委員会での説明では重油ボイラーは補完でチップボイラーが主体だというふうに、はっきり検討委員会の場で言ってる、そのことはいつ変更なったのか、なぜそういうふうになっているのかそのあたりについて、山田議員も非常に疑問に思っている点だと思いますのでその辺きちんと答弁していただきたいと思います。副町長。

副町長

それではチップボイラーの関係について、私からご説明申し上げたいというふうに思います。当初ですね、ご質問にあったとおりチップボイラーについては、

びらとり温泉のいわゆる給湯のボイラーとして利用するということが当初は考えておりました。その後、施設の設計を進める上で、施設全体の熱量、必要な熱量の計算及び現在出回っておりますチップボイラーとの熱量との調整、それといわゆる燃料となるチップの保管場所、これらの整備の関係、それと只今前段遠藤課長が説明申し上げましたとおり、いわゆるボイラーの価格そのものがかなり高価になるというようなことから、どの方法が一番良いのかということで今、検討しているところでございます。現在のところ、オイルによるボイラーの設置が経済的には一番効果的というようなことでいま設計を進めているところでございます。こういうようなことから、できれば後付けでチップボイラーについては整備をしていきたいということで考えているところでございます。何としても、ある程度想定の実業費でおさめていきたいという考え方もありますから、その辺についてはそういう判断をしながら進めているというような状況になっておりますので、一つご理解をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

議長

山田議員。

3番

山田議員

自分の理解のもとでは先ほど申し上げたとおりですね、エネルギービジョンのということで質問させておいていろんな考え方あるかと思えますけど今議長がおっしゃられた通りですね、この温泉問題ということ以外、エネルギー対策についてということでの考え方で質問させていただくとすれば、当然計画が狂っているということの理解で質問していいのかなという、理解の中でもう一度聞きたいと思えますけども、これはなくなった理由というのが当然今課長申し上げたとおりの理由もございましてしょうけどもオイルボイラーで当面はいくって今、副町長の考え方でいくと、計画的にこの皆さんに説明した内容と当然違っているということを考えれば、説明のしなおしというのもまた当然考えられるのかなと思っております。そして、経済的につて言ったということは、オイルボイラーの方が、このチップボイラーの導入を考えてチップを焚くよりは、当然、安いという考え方でいきますと、この新エネルギービジョンの考え方でいくと、できるだけこういうものを使わないで、いろんなエネルギーを使って経費節減だとか経済対策をしていこうという考え方で当然できた考え方であって、新エネルギービジョン本体の考え方と大きく違ってくるんじゃないかという気はしますし、当然、町の説明の検討委員会の中では、それをできるだけチップボイラーにしていこうという、経済的にもということで答弁された中ではやはりおかしい答弁の仕方かなという考え方をもっております。それでチップボイラーについて課長にお聞きしますが、この併用でいって石油を焚いてやっていくのが当然本当に経済的なのか、チップボイラーが今、国の補助金もなくなったという話も聞いたんですけど、それであきらめてしまったのか、その辺の数字的な問題で、やはりそういう考え方にいたったということによろし

いでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 導入のコストの面からお話をさせていただければ、現在、導入しようとしているようなボイラーにかかる事業費としては8千万から1億かかるというようなことになってございまして、半分程度は国の補助等で賄えるといったような状況でもありますが、やはりかなり持ち出しもでてくるといったこともありまして、その辺も計画をですね、再度検討するというようなことの一因になっているというところがございます。オイルボイラーに関しましては、びらとり温泉の事業費の中にそういった設備等も入っているということでございまして、温泉事業の全体としてオイルボイラーも含んでいるというような考えでおります。

議長 山田議員。

3番 山田議員 何回も言うようですが本当に、議長も質問事項に対してちょっと補助していただいたんですけども、このオイルボイラー、福祉センターの計画についてということでやはりもう一度考え直していただきたいなという考えを持っておりますので、その辺のご理解をいただきたいと思っております。新エネルギービジョンということでは何回も言うようですがエネルギー対策での質問で、つつこんでいいのかなという気がするのですが、自分も後々問題控えておりますので、この計画の検討については、もう1度、議員全員とちょっとお話しできるかどうかちょっとその辺の確認だけ聞いておきたいと思っております。

議長 副町長。

副町長 温泉の改築事業につきましては明日、全員協議会で現在の状況についてご説明する予定でおりますので、もしできればその場の中で、いろんなご意見を賜ればというふうに思っておりますのでひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

議長 山田議員。

3番 山田議員 ありがとうございます。それでは続いてエネルギービジョンということでの質問をさせていただきたいと思っております。課長先ほど申されたとおり、いろんな新エネルギービジョンを考えて23年度より活用推進委員会が、また、北大の教授を委員長に推進していくということでございますけれども、22年度に一般質問させていただいたときにいろいろこれから推進していくなかで、活動報告はその都度、機会あるごとに町民に周知するかたちを取っていきたいということ

でございますけども、一切報告がなされていないんじゃないかと、どういう活動をしているのかということもさっぱり見えてこないんですけども、その辺の推進委員会の活動報告、進捗状況についてはどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

お答え申し上げます。今ご質問にもありましたとおり、北大大学院の工学部の山形先生を座長といたします8名からなる平取町の新エネルギー活用推進委員会でございますが、これは先ほども若干申し上げましたが、平成23年度中に木質バイオマスですとか、農業残渣の液体燃料化、BTLというような言い方をしますが、これに関してですとか、先ほどの質問にありましたびらとり温泉の木質バイオマスボイラー等の導入に向けての検討をしていただいたというような経緯がございます。平成24年度につきましては、具体的な検討事案がなかったというようなこともございまして、委員会での協議、活動を行う機会はなかったという状況でございます。23年度の委員会での協議は、非常に専門的な議論になったということもございまして、逐次皆様に周知するような内容ではないという判断があったこともございまして、お知らせをしていなかったということもございまして、一応BTL、液体化に関しては報告書も出たということもございまして、若干遅れておりましたけれども、今後このような状況について、内容等についてお知らせをさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長

山田議員。

3番
山田議員

23年度は専門的なことで町民に知らせても、理解できるようなことではないのかなという気はしておりますけども、この推進委員会ということで、前は策定委員会ということで、いろいろ冊子もつくって配布したところでしょうけども、一つ目としてこの冊子の内容ももう限界にきてるんじゃないかなという、自分では思っているところもございまして、こういうことも推進委員会の中で一つの検討事項ではないのかなという気はしております。一つにはペレットストーブに対しての考え方ですけども、これだけ年数たっても一つも平取町に広まりがないですし、当然ながら灯油価格の変動によって灯油ストーブを焚いた方が安い時期もあったでしょうし、町の進め方も22年度に自分はこれの普及に対して各町の施設、ふれあいセンター、生活館、その他いろいろあると思うんですけども、こういうところに設置するのも一つの方法じゃないですかって言ったときに課長は、それもPRの一つになって良いですねって、当然進めてまいりますと言ったんですけども、1年たっても家庭に売り込む方法で補助金20万円は当然道の補助もなくなりましたから、20万円補助しますという

考え方ではなかったんですけども、施設にまるきり一つも設置されていないんじゃないですかね。一応約束だったことが実行されていない、推進会議でどうい
うことをやってきたんだらうかということで前段の推進委員会の活動だとか進
捗状況等伺いましたのも一つの問題だったんで、お聞きしたい次第ですけども、
この辺の考え方、どうなっていたのかお聞かせいただきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

ペレットストーブの普及に関しましては、ご質問にあったとおり以前の一般質
問等でお答えしたというような経緯がございます。それと同時ぐらいだったと
思いますが、公共施設としては、役場でももう1台導入、今2台導入しており
ますし、貫気別小学校に1台導入をさせていただいているというようなところ
でございます。担当課といたしましては、さらなるCO2削減等の見地から、
ペレットストーブの導入をとというようなことで考えてございまして、継続的に
一般家庭の助成制度は続けていっているというような状況でございますが、な
かなかやはり導入コストがまだまだ高いというようなことでございまして、そ
の辺が導入にブレーキをかけている非常に大きな要因となっているということ
もございまして、この委員会の中でもいろいろな技術の進展から、さらに安い
ストーブ等の技術的な開発も進んでいるということもございまして、既にまだ
まだ灯油ストーブまでのコストには及びませんが、かなり安くなっている
というような現状もございます。そういったものの製品化を待つというような
ことも考えながら、さらにこういうことをやめるということではなく、推進す
るという方向で取り組んでいきたいというふうには考えてございます。

議長

山田議員。

3番
山田議員

今言われたとおり、前段にちょっとおめておりましたチップボイラーの件もそ
うですし、このストーブのいろいろ未来を考えるといろいろな安いストーブも当
然出てくると。それを考えると太陽光発電にしたって今つけている方に関して
も、高い金を出して今設置している方もたくさんいるんですけども、当然なが
らその太陽光発電のそのパネルの開発についても、表面にでこぼこを作って今
までの太陽光発電のパネルより数倍効率の良い発電ができるというものも開発
されてきております。今課長の考え方でいうといつまでたってもこれ次から次
良いものが出てきて、いつ作るか、新エネルギービジョンを作って推進委員会
も作っていくなかで良いもの良いもの良いものが出てきたら、いや、あと2、
3年経ったらまた良いもの出ますんでっていう答弁ですべて終わってしまうん
でね、これどこかでその推進委員の中で話し合いをして、そのストーブの設置
においても太陽光の設置各公共施設につくるという考え方も前回述べられてお
るんでね、ある程度のけじめをつけて、こういう発電、前段に申した千葉議員

の防災の関係におきましても、電気の供給できなくなるとすれば、当然、いつかは計画を作ってやっていくのが当然でないかなという考え方しておりますので、自分、前回LEDの話で、LED補助しますという格好いい話出てたんですけど、自分としては太陽光で蓄熱の機能を持った防犯灯を基から建てていただくというのが理想かなという考え方を持ってたんですけど、それはそれで計画進んでおりますんでいいですけども、それも含めてもう少し計画性のある新エネルギービジョンの作成を今年とは言いませんけども、来年度、2年後でもよろしいですからね、もうちょっと計画性を持った計画を立てていただけないかなという気がしておりますけども、その辺の考え方をお聞かせください。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

19年度に策定いたしました平取町地域新エネルギービジョンでございますが、これはビジョンと名が付くとおり、当町の新エネルギー、再生可能エネルギーを大まかな方向性を示しているというような認識でございまして、ご質問にあったとおりさらにこういった方向性をどう実現していくかという意味においては、より具体的な取り組みをどうするかといった検討が必要になるというふうに考えてございます。その意味では、今ある委員会、推進委員会について、トマト残渣の件ですとか、温泉のボイラーについてもですね、より具体的などころを検討していただいておりますので、さらにご質問にあったとおり、ビジョンにのっとったより具体的な取り組みについて、ある程度の実施計画みたいなものの検討が必要だろうということは感じておりますので、その辺についてこの委員会を主体とした検討を今後さらに進めさせていただければというふうに考えてございます。

議長

山田議員。

3番
山田議員

今、大まかな締めくくりで今これから自分質問するのがその中に含まれてしまったんですけども、当然、ですから家庭用に普及させようとしているペレットストーブ、それからトマト残渣のペレット化、今液体化の計画もあったということなんですけども、こういうことに関してもまだ進める気であるのか、これだけ広まらなかったらもういらんんじゃないですかねって気がしてるんですけども、その辺も含めて、このちょっと特別に取り上げてしまって悪いんですけども、この二つの事項に関して、廃止にするか、いや、まだこの計画が伸びていくんで、今後もまた考えていきますという考え方を持ってるか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

ペレットストーブ等に関しては、先ほどもお答えしましたとおり、技術的な進歩で安くなるまで待つというようなすべてがそうではなく、ある程度その導入も今の補助制度がなかなか活用していただけないということであれば、さらにそういった制度の検討も含めて継続をさせていただきたいというふうに考えてございます。それから、トマト残渣のペレット化、燃料化につきましては、もう既にペレット化の素材としてはトマト残渣は活用できるといった結果が出ておりますが、ただその製造過程で乾燥の問題ですとか、例えば本格的に導入することになる農家さんの協力とかですね、そういう体制がなかなかこれからさらに検討を重ねなきゃならんというようなこともありまして、さらにカロリーとしては、木質チップの約6割程度のカロリーしかないということで、そういった生産過程を経てできるコストを比較してもなかなか今の段階では現実のものにならないというようなところもありますので、その辺もさらに検討をというようなことの答弁に終始しますけれども、取り組みを検討させていただければというふうに考えてございます。

議長

山田議員。

3番
山田議員

これトマト残渣のペレット化、北大の教授に頼んでるんですけども、これも経費かかっていると思うんですけども、これやっぱりこの試験するまで考え、発想も良いですし、当然考えていくなかでは計画の中では良い計画だったなという気はするんですけども、やはりある程度、ノーベル賞取る人は幾度の失敗も重ねながら何十年かかるかわからないという考え方をもってすればですね、あきらめてはいけないのかもしれませんが、やはり可能性の低いものはやっぱり削っていくのも一つの計画じゃないかなと思うんですけども、その辺どうでしょう。どういう考え方持っておりますか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

ペレット化するコストなり先ほども申しましたが、その辺で非常に流通、生産の障害になっているということもございまして、まあ流通というかそこまでまだ行ってない段階ですけども、推進委員会の中でも、本当にペレット化する必要があるのかというような議論もありまして、熱としてそれを使うのであれば、そのままある程度の含水率を含めた中で燃焼できるようなシステムを検討するのも一つではないかということもありまして、それらを合わせてさらに検討なりを継続させていただければというふうに考えてございます。

議長

休憩します。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 0時58分)

議長 再開をいたします。午前中に引き続き、山田議員の質問をお願いいたします。
3番山田議員。

3番
山田議員 午前中に引き続き質問させていただきます。とにもかくにも、こういう自然エネルギー、再生エネルギーのもう少し実効性のある計画づくりをしていただきたいなと考えております。先ほど午前中に言いましたトマトの残渣におきましても、ある程度の試験結果が出て、物足りない熱量しか確保できなかったということであるのであれば、また別な方法でということ、何点か将来性もある話をされていたわけでございますけれども、このペレットストーブにつきましても、もう少し皆さんにPRして普及が進むような方策等、いろいろ今後、町民にとって有効な利用ができるような、現実にもう少し、広まりを見せるような計画性を持ったエネルギービジョンを考えてほしいなと思っております。それと、最後の質問も残して終わったわけでございますけれども、これらいろいろ考えてトータル的に考えますと、平取町におきましても原発の事故以来、おそらく、先ほど前段に申し上げました千葉議員の質問にあった防災の関係におきましても、当然ながら、大型な太陽光発電の施設も将来的には必要になってくる時代も来るのではないかと考えております。これからまた政権も変わりました、いろんな補助金制度も、出てくるとは思われますけれども、この自然エネルギーを利用した水、風、太陽、バイオマスも考えまして、将来的に平取町、オーバーな話ではなくて、全戸の分の、電力は自分の町でできるというような、将来性を持った、そういう大型建設、公民両方考えられての計画を持っておられるのかどうか、その辺最後に聞きたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづく
り課長 お答え申し上げます。今後の新エネルギー、再生可能エネルギーの平取町においての可能性というようなことだというふうに考えてございまして、エネルギービジョンでも平取町の新エネルギーの賦存量という調査を実施しております、その中では太陽光、それから中小水力、それから木質バイオマス、それから雪氷冷熱といいましょうか雪のエネルギー等も利用できると、そういう素材が平取町には多く存在しているということもございまして、それらをいかに活用していくか、さらにそういった取り組みが町内での雇用ですとか、産業の活性化に結びついていくようなものにしていくのが非常に望ましい姿だろうなというふうに考えてございますので、先ほどの答弁の中にもございましたが、よりこのビジョンを具体化するためにも、さらに、そういった具体的な方向に向けて検討を進めていきたいというふうに考えてございます。大型の太陽光発電、いわゆるメガソーラーという言い方をしますが、その点につきましては道が発

表した太陽の日照時間の関係でも日高管内沿岸が条件としては非常に良いというようなデータのなものも出ておりました、実は民間の会社から、何社かから平取町での立地をというお話もございまして、ただそれには前の新聞にも出てましたが、送電線が非常にネックになっているということで、発電できても、その変電所までの送電がなかなか対応できてないといううちの町の実態もありますので、その辺をこれからいかにもっていくかというところでは、なかなか平取町1町ではどうしようということにはならないので、国のいろんな制度改革ですとかそういったものに委ねるところが大きいのかなというふうに考えてございます。今いろんな太陽光の、メガソーラーの導入の実態等を見ますと、市町村においては場所だけの提供ということで、あとその買い取り価格については、すべてその設置した民間会社の利益になるということもございまして、貴重な財産、土地とかですね、そういうものを提供するという見地に立てば、やはり設置した後も、町内にある程度のメリットを及ぼすような建設が非常に望ましい整備の仕方かなというふうにも考えてございますので、その辺をどうできるかというところもありますので、そういった送電線の整備の今後の国の動向とかの状況も把握しながら、うちがこの地域で1番メリットがある、そういった施設の整備の仕方をですね、さらに検討しながら、導入等も考えていくということになると考えています。

議長

山田議員。

3番
山田議員

今後平取町の長期計画のなか、当然、今の話ではいろんな課題を残されているなかで、計画はちょっとなされていないのかなと思うんですけども、最後ですけども、町長の頭の中に、そういう太陽光発電、メガソーラーに関して、町で建設するという、壮大な計画をお持ちなのかどうか、お話を聞かせていただきたいと思います。

議長

川上町長。

町長

それで私の方からお答え申し上げたいと思いますが、現在主力となっております化石燃料によるエネルギーはいずれ枯渇する有限な資源というふうに理解をしておりますし、化石燃料あるいは昨年福島原発事故のように、環境の影響には大きな問題がございますので、有限なエネルギーに頼らない持続可能な地域資源の循環型社会の構築は大変重要だというふうに考えておりました、町としても、新エネルギービジョンを基本に取り進めているところでありますけれども、現在公共施設の太陽光発電施設としては平取中学校に設置をしておりますし、また今回のびらとり温泉の改築にも、これも設置をする考え方でございます。さらには一般家庭への普及も少しずつではございますけれども、そういった助成も行っているところでございますし、またペレットストーブについ

ては、担当課長のほうから話があったように、これも補助の対象にしながら予算計上しておりますが、なかなかストーブの代金が高く、思うように普及していないのが現状でございますが、いずれにしても徐々にこういった必要性になって大量生産等々、また設備の改良が進むとですね、普及していくのではないかなというふうに考えてございます。また先ほどのびらとり温泉の木質のチップによる導入、バイオマス燃料の主力化を図るといふ、目指すことは全く変わっておりませんが、諸般の事情によりましてですね、後付けで実施したいということであり、基本的な考え方は変わってございません。そういったことで、今、大型の太陽光の導入、あるいは平取ダムについてもですね、水力ということもありますけれども、これらについても自分の町で、エネルギーが本当に供給できることになれば最高だと思っておりますので、それにはいろんな課題がございますけれども、これはもう辛抱強くですね、そういった取り組みを今後とも続けてまいりたいというふうに考えておりますし、先ほど防犯灯のLEDの関係もありましたけれども、なかなかそれも十分考えた結果、まだまだ改良の余地があつてですね、曇りだとか、そういったときには防犯灯がつかないとかまだまだ改良の余地がございますので、当面对策としてはLED化をしながら、やることが望ましいということで考えて実施をしているところでございますので、今後とも、これはもう大事な重要な案件でございますので今後とも、新エネルギーの整備についてはいろんなかたちで情報を集めながら、対応してまいりたいと考えてございますので、ご理解願いたいと思います。

議長

山田議員の質問は終了いたします。続きまして9番松原議員を指名します。9番松原議員。

9番
松原議員

9番松原です。先に通告しました院外処方移行についてお伺いいたします。院外処方につきましては、既に週報等で発表され、11月の産業厚生委員会で報告され、平取町の経営につきましては、この12月に医師4名体制にもどることができたことは、町理事者のご努力のことと感謝しているところでございます。また、循環器内科、物忘れ外来、皮膚科等の開設など、町民の安心安全につながる医療体系により、常設ではないとしても、多くの町民から喜ばれているところでございます。さて、院外処方移行について、4点お伺いいたします。まず1点目、調剤薬局の建設地、薬店の決定について、2番目に外来患者の対応について、3番目に、薬品の在庫管理について、4番目、病院内での院外処方について医師、看護師、薬剤師、事務局内での検討、患者への院外移行への対応、説明についてお伺いいたします。それでは1点目でございますが、調剤薬局の建設予定地、薬局店の決定について、既に今年も残すところあとわずかでございますが、調剤薬局の建設の動きが見えてきていませんが、4月に実施に向け建設するとは考えておりますが、場所はどこか、調剤薬店はどこなのかお伺いします。また、昨年、説明会で調剤薬局に対しても、バス停の待合

室的な機能、調剤薬局に送信するファクスの設置、調剤薬局から薬の配達もできるかなど、その他、町民から要望が出てたと思いますが、ほかにまたどのような要望があったのか、まず1点目お伺いいたします。

議長

病院事務長。

病院事務
長

それでは松原議員のご質問にお答えいたします。まず1点目の調剤薬局の建設地、薬店の決定についてでございますけれども、院外処方への移行につきましては、平成25年4月に移行予定として現在準備を進めております。調剤薬局につきましては、日高薬剤師会に院外処方せん発行に伴う応需薬局の取りまとめを依頼しております。薬剤師会では周辺薬局の周知、調査、検討をしていただいた結果、振内町の株式会社「薬の長澤さん」より応需の申し出があり、適当と判断し推薦するとの報告をいただいております。また薬局の建設場所につきましては、道道と歯科診療所との間の土地で、病院の敷地と隣接をしております。建設の動きが見えないというご指摘でございますけれども、建物の工法がパネル工法ということで、現在工場の方で組み立てを行っております。完成につきましては、平成25年2月末を予定していると聞いております。あと薬局にバスの待合室的な機能も含めた、またファクスの設置等というご質問でございますけれども、この辺につきましても、調剤薬局さんに要望としてお伝えをしております。業者さんの方にもですね、地域のコミュニティスペースとして、ぜひ利用していただきたいということで、返答をいただいております。あとファックスにつきましてはですね、調査して近隣の公立病院ではあまりファックスを設置しているところはないようでございます。札幌や苫小牧の病院などでは設置しているところが多いですけれども、これは待ち時間の関係で、地元の調剤薬局にファックスを送信して、帰ってから受け取るということで、待ち時間の短縮というメリットがありますけれども、地方の病院では、あまりメリットがないように思われます。当面、ご希望の患者さんには事務室にあるファックスをご利用いただくことで対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長

松原議員。

9番
松原議員

調剤薬局の場所、建設地、並びに薬店名がわかりまして、2月の末ぐらいには、設置の段取りということなんですが、試行だとかそういうものに対して、次の2番目の質問にかかわりますんで、今の質問と一緒に、移らせてさせていただきたいんですが、患者の対応ですね。4月の完全実施ということで受けて、テスト試行、患者住民が混乱しないように周知だとかPRだとか、そういう徹底、試行の日程ですね。その試行日の準備とかそういうものが、4月までには今からだとか3か月しかありませんが、またその調剤薬局のところが2月の末というこ

とで、そうすると1か月ぐらいの試行というか、要するに調剤薬局との連携です、ね、ないと感じるんですけども、この3か月間しかないなかで、そういう準備だの周知だとかPRだとか、そういう準備がうまくできるかどうかということと、町民説明会では、町民からいろんな意見が出た中で、高齢者の方、体の不自由な方、車椅子などでの対応や、行政サービスについて、大雨だとか大雪だとか、そういうことがあり、調剤薬局までの移動だとか、そういうものに対しては、どのような対策を考えているのか。また、休みの長いゴールデンウィーク、年末年始、時間外、夜間、休日、緊急時等、24時間365日の診療体制であり、こうした時の薬の処方に対してはどのように考えているか、そのファックスは送信はしないということなんですけども、そういう取り扱いについては、どのようにお考えか、お伺いいたします。

議長

病院事務長。

病院事務
長

それではお答えいたします。まずはじめの町民の皆様への周知につきましては、平成25年4月に院外処方へ移行の予定であるということにつきましては11月9日発行のまちだよりでお知らせをしております。今後院内でのポスター掲示やリーフレットの作成、またまちだよりの掲載を通じて積極的に今後PRをさせていただきたいと考えております。次に障害者や高齢者の対応ということですが、療養担当規則というのがあります。その中で、特定の保険薬局への誘導というのが禁止をされております。これは例えば病院の窓口で、どこそこの調剤薬局で薬を受け取ってくださいということは、窓口では言えません。誘導ということになりますので、大きな病院に行きますと周りに調剤薬局が2軒、3軒とありますけれども、地方の病院ですとひとつの病院に対して1軒ですけど、たとえ1軒しか薬局がなくても、そこの薬局で薬を受け取ってくださいということは、窓口では誘導ということになりますので、言えないということになっています。ですから、規則に抵触しない範囲の中で、ケースバイケースで対応させていただきたいと考えております。また建設場所につきましても先ほど申し上げましたけども、病院の敷地からそう離れておりませんので、例えば冬場の除雪体制などにつきましても十分に対応させていただいて、行くまでの間に転倒の事故がないようにですね、十分対応させていただきたいと考えております。次に休日や時間外の患者さんへの対応ということですが、これにつきまして調剤薬局との営業時間の兼ね合いとなりますけれども、薬局の営業時間外の場合は、これまで同様、院内での投薬ということになります。以上でございます。

議長

松原議員。

9番

確かに、薬やなんかの投与だとか、ようするに病院内で投薬をやらないで、院

松原議員

外ということになると平取には1軒しかないってということなんですけども、1番、弱者っていうか、そういう方に手厚くきちっと説明したり、いろんなかたちの手助けをする、そういうような行政サービスをきちっと徹底して行うように町民からの不満が出ないようなかたちをとっていただきたいと思っております。次に3番目なんですけども、薬の在庫管理についてですが、4月1日からの完全実施にあわせて、薬品の在庫管理をどう進めているのか。また9月の棚卸し薬品の在庫確認の金額はどれくらいあったのか。また職員も立ち会って、在庫、金額の確認をしたのか伺います。また、厚生労働省では、平成14年から診療報酬、後発医薬品の使用推進を打ち出しています。医療用薬品には臨床実験で承認された新薬、先発薬品と特許が切れた医薬品の成分、規格が同一でも臨床実験などを省略して承認された後発医療薬品があり、当然後発医薬品については開発費用がかかってない分、先発薬品よりも価格が安いということですので、患者の、医療の負担軽減の点からも、平取町は当然、後発薬品等導入されておりますけども、後発薬品についての使用状況を伺いたいと思います。また、3月時点で、できるだけ外来患者に向けての薬品の在庫は少な目になると思いますけども、無駄な薬品がないようにですね、移行するための在庫の管理だとか、どのようなかたちで進めているのか、お伺いします。

議長

病院事務長。

病院事務
長

それではお答えいたします。薬品の在庫管理というご質問でございますけれども、まず棚卸しの際に事務局が立ち会っているのかという点につきましては、現在は立ち会っておりません。棚卸しにつきましては年2回、9月と3月に実施しております。対象につきましては、薬品類のほかに診療材料などがありまして、薬局、放射線室、検査室、詰所、振内診療所でそれぞれ棚卸しを実施しております。担当が調査をいたしまして、その後貯蔵品の棚卸し調書というのを作成しまして、院長までの決裁を受けまして、決算書に記載しているところでございます。在庫の金額ということでございますけれども、平成24年9月30日現在で、診療材料、薬品など合計で1021万6千円ほどとなっております。内訳といたしましては、薬品類が641万2千円。診療材料といたしまして380万4千円となっております。また薬品の在庫管理ということで、移行時に大量の在庫を抱えることのないように、現在も注意を払って大量に注文することのないよう心がけております。次に後発品いわゆるジェネリック医薬品の使用状況ということでございますけれども、平成24年8月の調査の時点で、私どもの病院の利用率ということにつきましては、5.5%となっております。この数字が多いのか、少ないかということにつきましては、今月の初めに日高胆振管内の公立病院の事務局長の研修会がありまして、ジェネリック医薬品の使用状況について、議題に上がっておりましたので、ちょっとご報告をさせていただきます。具体的な病院名は伏せさせていただきますけれども、

日高胆振地区の公立病院の場合ですね。少ないところはほとんど使用していない。多いところでも、10%未満、という結果になっております。ご報告させていただきます。以上です。

議長

松原議員。

9番
松原議員

院外薬品をこれからも進めていって、費用の軽減をやっていただきたいと思っておりますが、院外薬局ができて、これからも、患者の費用負担や、経費の軽減や価格の安い後発薬品等を無駄のないよう在庫管理に努めることが求められる。また、この棚卸しの事務職員の対応なんでございますけれども、この立ち会いをしていないということは、検査監査も含めた、これ事故防止ですね、そういうことにもつながりますので、こういう検査監査のときはこれ、薬品の人とかそういう担当者だけがやるのではなく、事務職員も立ち会いをすべきだと思いますので、この辺、町長どういう考えしていますか、伺います。

議長

病院事務長。

病院事務
長

お答えいたします。この薬品の棚卸しの際にですね、事務局も立ち会った方がいいのではないかというご指摘でございますけれども、先ほど申し上げましたように、棚卸しにつきましては、複数の場所で行っておりまして、これも9月30日と3月31日、診療が終わってから一斉にやっているということで、なかなか、ちょっと事務局も人数が限られておりまして、全部について立ち会うということは現実的に難しいと考えておりますけれども、ご指摘がありましたので今後どのような方法がいいのかですね、院内の会議の中でちょっと検討させていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

議長

松原議員。

9番
松原議員

できるだけ確かに、人がいないとかいるとかっていう、立ち会いできないとかということですね、これは事故防止のためにですね、前向きに行くべきであったと私は思っておりますので、できるだけ早急にきちっと対応していくべきと考えますので、是非ですね、進めていくように願います。それでは、次、最後の質問になるんでございますけれども、町立病院での院外処方箋の医師、看護師、薬剤師、職員等が患者の、院外処方箋の対応についての取り組みでありますけれども、1番大事なことは、町立病院に勤めている職員全員がこの院外処方箋のシステムを理解し、患者、外来患者、町民等にきちんと説明することが求められていると思います。院外処方箋に向けて、スムーズな移行につなげるために病院内の検討委員会だとか、協議など何回進めていられたのか、その中から委員の中からはそういう問題点がなかったのか。当然病院職員全員での職員会議、研修

会等、なさっていると思いますけども、職員からの質問や、問題点が出ていなかったのか伺います。また職員会議、研修会、できないとすればその理由をお聞かせいただければと思っております。また病院に院外処方に向けてですけれども、4月からの完全移行ということを目指していると思いますけども、例えば、私が2月に病院にかかったと、2か月に1回かかるとすれば、その4月以降に、受けるときにはもう院外処方に変わっていたと、そういうふうになると。例えばわからないで行くとすれば、その患者に対しての説明だとか、そういうものがどういようなかたちで進められているのかについてお伺いしたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務
長

お答えいたします。院外処方についての検討委員会というご質問ですけれども、院外処方だけの検討委員会というのは設置しておりません。院外処方への移行の協議につきましては、院内で医局会議あるいは病院運営会議のなかで、これまでも協議をしております。問題点ということですが、問題点といういろいろな対応については、今後協議をさせていただきますけれども、今後必要事項や問題点につきましては、医局会議または病院運営会議のなかで協議を重ねまして、この院外処方について病院のスタッフ誰に聞いても、町民の皆さんに説明できるような体制を取らせていただきたいと思いますので、これからも院内スタッフ一丸となって、移行に向けて努力をしております。

議長

松原議員。

9番
松原議員

4月以降にですね、テスト試行で4月以降やるのか、完全に4月から、テストでなく完全試行にするかお伺いします。

議長

病院事務長。

病院事務
長

4月1日に完全移行ということで、試行ということは考えておりません。その前にも調剤薬局さんとはいろいろな協議については、事務局サイドでこれまでも協議をさせていただいておりますし、今後ともですね、連携を密にとって、円滑な移行に向けて十分協議をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

議長

松原議員。

9番

町民、患者に対してですね、スムーズな対応ができれば、何も問題はないんで

松原議員

すけども、今言ったように建設予定がまだされていないとか、いろんなかたちが見えないから、町民からいろんな意見だとか質問されて聞かされるんですけども、やっぱり職員の会議の回数だとか、対応に対してこれからしっかりとやっていただきたいと思います。そこで町長にお伺いしたいんですが、現在景気や雇用だとか財政の厳しい情勢があります。公務員に対しても厳しい目で見られていますけども、町民からも期待されているところですが、病院職員、また、職員以外ですね、町職員全体にも、この院外薬局に移行の通知だとか、各課での行事等、町民に知らせるためにですね、毎朝のミーティングだとか、そういうことを、職員とのコミュニケーションを図ることになるようなシステムですね、そういう町の職員全体が意識統一をできるような行政の事業に対しても、責任だとかそういうものをもてるようにですね、行政サービスにつながる会議だとかっていうもの全体会議が求められると思います。今は民間では、毎朝、朝礼だとかそういうことを、必ずやっているのをございます。朝礼ではあいさつ、伝言、日程、3分から5分ぐらいの程度で職員全体に朝礼をやって、終わるのが一般的な朝礼ですけども、町の職員会議では、こういうあり方っていうことをやっているのか、こういうことをやることによってですね、各行政の広告、行政サービスにつながったり、行政の広告塔としての役目も果たせるんじゃないかなと考えておりますけども、町の職員会議等のあり方についてはどう考えているか。町長にちょっとお伺いしたいと思います。

議長

川上町長。

町長

それでは私の方からお答え申し上げますが、町民の福祉の向上というか、そういったかたちのなかでは、内部では週1回は打合せということで各課長集まりまして、協議を進めてございますし、また職員研修会、さらには必要に応じて各課、課長以下係までと一緒に協議を進めておりますし、また課長会議では必要な課題等についても打ち合せをしております。また、やはり地域の声をしっかり聞くという意味におきましては、これも地区担当制を導入しながら、地域の声を吸い上げ、調査に反映するというようなことで町民のサービスの向上のために努めているところでございますので、ご理解を願いたいというふうに思っております。また院外処方関係につきましては、若干お答えをしておきたいと思いますが、平取国保病院については地域における基幹病院として、町民に安全安心に住んでもらうためには、病院を維持していくことは大変重要でございます。今後とも、医療サービスの充実とともに、病院経営の健全化が必要でございます。高齢化が進む中で、国では医療費を抑制する施策を取りながら、中でも診療報酬の改定のたびに薬価の引き下げが行なわれてございます。それに伴って薬価差益が下がってきておりまして、病院にとっては大変厳しい状況でございますし、先ほどもご質問にありましたように、ジェネリックの使用についても、国では30%を目標に処理をされてございまして、先発品と後

発品ということで、二重在庫を抱えなければならないこと、また、消費税が段階的に10%まで引き上げることを考慮した時にですね、医薬分業については避けて通れない状況でございます。院外処方への移行については、本年の3月の町議会定例会の予算審査の特別委員会におきまして、迅速な移行に配慮するように意見が付されまして、24年度の病院会計の予算を可決いただいたところでございます。そういったことで移行時期につきましては、来年の4月1日ということで移行することで、医師との懇談の中で了解をいただいておりますし、また、院内では医局会議、病院運営会議で協議を重ねながら、円滑に移行できるように努力をしているところでございます。特にこれまで、説明会等を通じながら、様々なご意見、心配する課題等もいただいておりますので、その意見も十分考慮して、支障ないよう進めてまいりたいというふうに考えておりますので、大所高所からのご理解とご協力をお願いいたします。以上でございます。

議長

松原議員。

9番
松原議員

4月からの院外処方の実施については、患者や地域の住民が混乱のないように、早めにですね、準備をして完全実施に行く必要があると思いますので、早急ですね、問題点等を解決しながらきちっと準備を進めていっていただくように、していく必要があるんじゃないかと考えております。以上質問を終わらせていただきます。

議長

特に補則して説明することはございませんか。それでは、松原議員の質問を終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問はすべて終了いたしましたので、日程第5、一般質問を終了いたします。
日程第6、議案第1号平取町農業研修生住宅管理条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

それでは議案第1号平取町農業研修生住宅管理条例の制定についてご説明をいたしますので、議案の1ページをお開き願います。今回の条例の制定につきましては、平成24年度におきまして、振内地区に農業研修生用の住宅が1棟2戸、建築されたところでございます。11月末に完成したことによりまして、条例の制定をしようとするものでございます。条例の説明の前にですね、1点訂正箇所がありますので大変申しわけありませんけれども、訂正の方をお願いしたいと思います。4ページ、第19条第5号(5)になりますけれども、その中で第17条とありますのを第15条というふうに訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。それでは条例の説明をいたしますので2ページのほうをご覧くださいと思います。まず、条例の題名につきましては平取町農業研修生住宅管理条例でございます。次に第1条目的でございます

けれども農業の振興と担い手確保を図るため、農業研修生住宅の設置並びに管理に関して必要な事項を定めているものでございます。第2条設置では町は平取町に居住を希望する農業研修生のために、住宅を設置するとあります。第3条で名称及び位置になります。名称につきましては平取町振内農業研修生住宅、位置につきましては沙流郡平取町振内町30番地5でございます。次に第4条入居の資格でございますけれども、第1号で平取町で農業を営むことを目的とする農業研修生としております。第2号ではこの条例に基づいて定める家賃、及び敷金を支払う能力を有する者であること。第3号で暴力団員でない者と規定をしております。第5条家賃の決定では家賃は月額といたしまして、別表になります、5ページでありますけれどもそちらの方に2万円と定めているところでございます。第6条家賃の納付についてでございますけれども、町長の定める期限までに納付すること。第2項で入居、退去の場合の期間が1月に満たない場合については、日割り計算として計算をすることとしております。第7条敷金につきましては2か月分の家賃に相当する金額を徴収する。第2項におきまして退去する場合にその分については還付をすることと、その際未納の家賃や損害賠償金がある場合については敷金から控除するというのをうたっております。第3項において敷金には利息をつけないというような規定にしております。第8条家賃の減免でございますけれども、災害その他特別の事情があると認められたときには家賃の減免をすることができるとしております。第9条修繕費用の負担では住宅の修繕に要する費用は町が負担する。ただし、軽微な修繕及び給水栓その他、附帯施設構造上重要でない部分の修繕については、入居者が負担をするというかたち、第2項におきまして入居者の責任による修繕につきましては1項の規定に関わらず入居者が修繕、またその費用負担をするとしております。第10条入居者費用の負担義務でございます。入居者が負担する費用を規定してございまして電気、ガス、水道の使用料、汚物、じんかいの処理に要する費用、共同施設、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持、運営に要する費用等でございます。第11条入居の申し込み及び決定でございますけれども、入居しようとするものは所定の用紙により入居の申し込みをすること、入居者の決定をした時には通知をするという規定でございます。第12条入居の手続では決定のあった日から10日以内に手続きをするという規定でございます。第2項では期間内に手続きができない場合につきましてはその措置を、第3項では1項、2項の期間内に手続きをしない場合については、入居の決定を取り消すことができるという規定でございます。第13条で入居の期間を規定してございまして、農業研修の準備期間、研修の期間及び次の研修生が入居するまでの期間としており、特別の事由がある場合につきましては町長の認めた期間としております。第14条入居者の保管義務におきましては住宅及び共同施設の使用に注意を払い、入居者の責任による事由がある場合は原形に戻すか、修繕費用を賠償すると規定をしているところでございます。第15条迷惑行為等の

禁止では周辺の環境を乱したり他に迷惑を及ぼす行為を禁止し、第2項で観賞用魚類以外の動物の飼育を禁止しているところがございます。第16条で又貸し、譲渡の禁止を、第17条では住宅以外の用途に使用することの禁止、第18条で増改築の禁止を規定しております。第19条では明渡し請求ができる場合を定めております。不正行為によって入居した場合、家賃を3か月以上滞納した場合、住宅又は共同施設を故意にき損した場合、正当な事由によらずに15日以上住宅を使用しない場合、また第15条から前条までの規定に違反した場合、農業研修を中止したとき、暴力団員であることが判明したとき、と規定をしております。第20条住宅の検査では住宅を明け渡す際には、5日前までに届け出をして住宅管理員又は町長の指定する者の検査を受けることと定めております。第21条農業研修生住宅管理員及び農業研修生住宅管理人では、住宅の管理及びその環境を良好な状況に維持するため、管理員又はその業務を補佐する管理人を置くことができる規定を定めております。第22条では立入検査ということで必要に応じ住宅管理員又は町長が指定したものに住宅の検査をさせ、指示をすることができる規定をしております。第23条では規則への委任を規定しております。附則として、この条例につきましては公布の日から施行するものでございます。最後に別表で第5条関係になりますけれども家賃についてのせているところがございます。以上、平取町農業研修生住宅管理条例の制定についてご説明をいたしました。よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。7番四戸議員。

7番四戸議員 7番四戸です。3ページのですね、第15条の2、入居者は住宅の敷地内及び住宅内で観賞用の魚類以外の動物を飼育してはならない、とこのように今、課長の方からお話ございましたけれども、実際はこの上の町の住宅においても、飼われている方はたくさんいると思うんですよね。それとこれとは別なんではないか。

議長 産業課長。

産業課長 町営住宅の方も基本的には観賞用魚類以外の動物については飼育しないというかたちになっていると思います。この農業研修生用住宅につきましては、農業研修生のために設置している住宅ということで、この規定につきましてはほかの町のこういう特定の方のための住宅の規定にそれを見習いまして、また基本的には町営住宅等でもそういう犬、猫ですか、そういう飼育は許可してないということもありますので、基本的かというと、原則、飼わないというようなかたちの規定を設けさせていただいているところがございます。

議長

四戸議員。

7番
四戸議員

規定では飼ったらいけないよと、いうことになってると思いますけども、実際これは農業専用の住宅、町営住宅に入っている方も結構飼われてるんですよ。だからこの辺の条例を変えていかないといけない、犬飼ってるからみんな出ていけ、そういう訳にはならないと思うんですよ。だから、こういうふうに条例でうたっているからそのとおりにやってくださいと言っても、もう既に町営住宅では、外で犬飼ったり、猫飼われたりしてるんです。まあ、迷惑はかける町民もいると思いますけれども、でもこれ暗黙のうちに了解していることだと思うんですよ。でも、やっぱり猫がかわいいから、犬がかわいいから、すべてそれ出ていけってわけにはならないと思うんですよ。こういうふうな、今後ですれこの条例の決めというのとも考え直さないといけないのかなと思いますけれどもね、だからその辺どう考えますか。

議長

産業課長。

産業課長

今回提案させていただいておりますのは農業研修生用住宅の設置に関するということで、町営住宅についても同じかとは思いますが基本的にか動物は飼ってはいけない、観賞用魚類以外は飼ってはいけないというかたちになっておりますので、農業研修生用住宅について、それはきちっと周知しましてですね、これ1棟2戸の長屋というかそういうかたちになっておりますので、自分ひとりで住んでるわけではございませんので、そういう規定についてはきちっと守っていただくということで入っていただくと、これに違反した場合については先ほど説明したとおり、禁止事項に違反した場合については明け渡しをしていただくということで管理については臨んでいきたいというふうに思っております。以上です。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

公営住宅の入居条件等につきましても、今回提出した条例と同様の規定を持っているということでございまして、選考して入居していただくときもですね、その条件をご理解というか、守っていただいて、入居いただくということが原則にはなっております。ただやはり実態としては、ご質問にあるとおり犬を飼われている方ですとか、猫を飼っている方がいるというのが実態としてございますので、そういう情報等が私どもの方に入った場合には、こういう規定に抵触するよというようなことでの指導はさせていただいているというようなことでございます。それについては、以前とはやはりその、ペットといいましょうか、愛玩動物の考え方が時代とともに変化しているというようなことも実態としてはあるのかなということもございまして、こういう公的な住宅の貸

し借りの条例等についてはですね、この辺全部総括した中で、今後検討する必要があるのかなというふうには考えてございます。

議長

よろしいですか。それでは質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第1号平取町農業研修生住宅管理条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第2号平成24年度平取町一般会計補正予算第8号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり
課長

それでは議案第2号平成24年度平取町一般会計補正予算第8号についてご説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、701万2千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を63億661万6千円とするものでございます。第2項においては歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によることとしてございます。第2条債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正によることとしてございます。第3条地方債の変更は第3表地方債補正によることとしてございます。それでは歳入歳出事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、12ページをお開き願いたいと存じます。歳出2款1項3目財産管理費11節需用費、修繕料250万円の追加補正となっております。財産管理費の修繕料でございますが、これは当初年度内での職員住宅、庁舎、公宅等のおおむねの修繕計画のもと、予算を確保して執行してございます。今年度、ふるさと親子留学制度にて移住する家族の住宅として、職員住宅を提供することとなったため、それに伴うトイレの簡易水洗化、給湯ボイラーの設置、内部改修に伴う費用、約160万円が増加したこと、さらに、旧貫気別診療所の付属建物であります現在未利用のまま放置されている車庫兼物置でございますが、これが老朽化によりまして、屋根が腐食で抜け落ちておりまして、そのトタン等が強風によって散乱する場合もあることなどからですね、近隣住民から早急にその対応を迫られていたというところからございまして、建物の状態からしても修理して利用するということが難しいとの判断によりまして、解体することとしたため、それにかかる90万円、合わせて250万円を追加させていただくものでございます。2款1項9目企画費19節負担金補助及び交付金139万3千円の増額でございます。これは生活交通確保対策事業費補助金といたしまして、道南バス株式会社に対する補助金の増額でございます。平取町に関係する定期バス路線の運行のための収支

の減収分を平取町が負担するというようになっておりますが、バス利用者の減少が続いていることと、燃料高騰などの影響で収支が悪化したということで、当初予算補助金といたしましては1400万円を計上していたものでございますが、さらに139万3千円を追加いたしまして、補助金総額を1539万3千円とするものでございます。内訳は北海道と共に負担する準生活路線分1系統でございますが、これが155万4千円、平取町単独の補助であります生活交通路線維持分11系統分ですが、これが677万5千円。富内線転換バス事業分5系統が707万4千円となっております。次のページをお開き願います。3款1項2目老人福祉費19節負担金補助及び交付金889万1千円の追加補正となっております。これは平成23年度後期高齢者医療被保険者の療養給付費が増額したことに伴う、北海道後期高齢者医療広域連合会への療養給付費負担金の精算分となっております。次に、3款1項4目福祉施設費19節負担金補助及び交付金1220万1千円の追加補正でございます。これは現在振内町で建設が進んでございます認知症対応型共同生活介護施設、いわゆるグループホームでございますが、この整備事業に充当する道の交付金、介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金が追加交付されることとなったことから、増加相当額を負担金として増額するものでございます。これにより、当初予算の3千万円と合わせまして、建設事業に充当される交付金は4220万1千円となるものでございます。次のページでございますが、3款1項5目国民年金費11節需用費修繕料34万6千円の追加補正でございます。これは国民年金業務における、電子化の一環といたしまして、平成25年4月より適用関係届書の電子媒体への書き込み化及び市町村情報照会システムが年金ネットに統合されることに伴いまして、システム及び電話回線の改修が必要となったことから、その改修のための費用となっております。これは100%国庫委託金が充当されるものです。次に、3款2項1目の児童福祉総務費20節扶助費20万円の追加でございます。すこやか赤ちゃん誕生祝金につきまして当初予算を対象者が第3子5人これは1人50万円でございますが、第4子を1人として計上してございまして、実績といたしまして第3子が4人、第4子が2人と見込まれることとなったためですね、不足額の20万円を追加補正するという内容でございます。次のページでございますが、5款1項4目畜産業費19節負担金補助及び交付金20万円の追加でございます。これは平取町和牛改良組合創立50周年記念祝賀会が開催されることとなったことから、組合からの要請により平取町の負担金として追加するものでございます。祝賀会経費予算187万1千円のうち、組合が100万円、会費で17万1千円、農協の助成金50万、町が20万円ということになってございます。その下8款1項1目消防費でございますが、ちょっと内容をご理解いただくのに今日お配りした資料でございますが、平成24年12月補正総括表という資料でございます、これにて、説明をさせていただきたいと存じます。19節負担金補助及び交付金2050万2千円の減額となっております。これは日高西部消防組合予算の精査によ

る減額となっております。この資料の歳出補正でございますが、まず歳出では共通経費ということで消防本部費、監査委員費、それから会議費等で23万4千円の減となっております。消防支署費が給料、共済費の減でございます、これが37万7千円の減額となっております。平取消防団費は報酬、報償費の減で10万円の減、それから消防施設費におきましては、当初予定しておりました救急車購入の補助金が採択にならないといったこともございまして、購入を25年度に先送りしたということによる備品購入費、2501万1千円の減をはじめまして、工事請負費の入札残の減等で2579万9千円の減額となっております。歳出合計では2651万円の減額となっております。また平取支署で見込んでいた歳入、この歳入補正という欄でございますが、消防費国庫補助金、これは救急車整備でございます、これが1044万1千円をはじめといたしまして、23年度の繰越額の精算ということもありまして、合わせて歳入で600万8千円の減額となっております。平取町の負担分としては歳出から歳入を差し引いた2050万2千円の減額を今回補正する内容となっております。次に、9款2項小学校費1目の学校管理費、委託料、児童生徒輸送委託料38万3千円の追加となっております。今年度平取中学校に統合されました旧貫気別中学校生徒の休日の部活動におけるスクールバス運行経費の追加となっております。当初部活に対応する休日運行分については、その実態等が把握できないということもございまして、そのような必要性が生じた場合は教育委員会職員が公用車で対応を図るということにしております、これまで対応を図ってきたところでございます。しかし日頃、当該路線を主に運行するスクールバスでの対応が、より運行上の安全性、特に冬季の運行時の安全性が確保できるということや、それについての保護者からの要望等もありまして、今後の休日運行分の経費、25回を想定しておりますが、これについて運行业者への委託料38万3千円の追加補正となっております。最後に12款3項8目平取町金券基金積立金25節積立金140万円の追加でございます。これは子育て支援事業として実施しております、中学生以下の医療費支払い分にかかる金券基金事業の支出見込みでございますが、これが当初予算額を上回ったということに伴う追加補正となっております。今年度当初基金残高537万7千円でしたが、これが今年度の支出額が昨年の実績から推計いたしまして、676万6千円程度となる見込みであることから、その差額分を補正する内容となっております。次に、歳入を説明いたしますので10ページをお開き願いたいと思います。10款1項1目1節地方交付税896万5千円の追加でございます。今回の補正の一般財源は普通交付税を充当するものでございます。次に14款3項2目1節国民年金委託金、事務費交付金34万6千円の追加です。これは国民年金の市町村情報照会システムがねんきんネットに統合されるに伴うシステム改修に充当される国の委託金ということで、100%充当となっております。次のページでございますが、15款2項2目2節老人福祉費補助金1220万1千円の追加でございます。これ

はグループホーム建設事業に充当される道の補助金となっております。21款1項4目1節消防債1450万円の減額でございます。これは日高西部消防組合平取支署で今年度救急車両の購入を延期したことにより、その財源として予定しておりました過疎債1450万円の減額となっております。次に債務負担行為の補正を説明いたしますので、8ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正でございます。大家畜特別支援資金融通事業利子補給金でございまして、平成24年度の融通額及び償還方法が確定いたしまして、平成49年度までの利子補給額これは利率2.45で、そのうち平取町負担が0.18%となっております。この内ですね、0.12%を北海道が負担するということになってございます。これらが確定したことからですね、補正するものでございまして、期間は平成24年度から49年度、利子補給金に関する限度額6万3千円を増額いたしまして、補正後限度額を152万6千円とするものでございます。最後に第3表の地方債補正を説明いたします。救急車両購入を先送りすることによる消防施設整備事業のための起債、これは過疎債でございますが、1450万円の減額となっております。これにより、補正後の限度額を合計で4億2310万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還方法は、記載のとおりとなっております。以上、議案第2号平成24年度一般会計補正予算第8号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。10番千葉議員。

10番
千葉議員

10番千葉です。16ページ、9款2項1目教育費の関係でございます。13節委託料の関係でございますけれども、児童生徒輸送委託料、これが追加補正ということでもありますけれども説明を聞きましたら、部活の部分で25日分ほどということでの説明でございますけれども、これはもう今の説明聞いておりましたらですね不足した分は職員対応するという話も出てましたけれども、これは当初からですね、私はきちんと計上されて送り迎えに対応するという私は統合時点での話し合いでは貫気別の中学校の方では、部活対応もきっちりやっていくという話では聞いていたんですけども、この辺はどうなんだろうかね、職員対応で考えてたということがちょっと私には不思議でならないんですけども、もう少し詳細説明願います。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい、それではただいまのご質問につきましてご説明したいと思っておりますが、先ほどのまちづくり課長からのご説明のなかでありましたけれども、当初、部活の回数が把握できないということもありまして、当初の予算には計上していなかったものでございます。部活につきましては、日曜日、部が3種類、4種類

ありますけれども、バドミントンだとか卓球だとかありまして、必ず毎週あるとかっていうことでもなく、大会も出場するときもあれば、しないときもある。出場する予定だったけどもいかないとか、不特定の回数、実際に運行してみるとそういうことだったんですね。それで最初から、当初予算には入れていなかったんです。4月から11月までは、職員の方で、学校からの通知によりまして何曜日に何時に出発するので、学校までに8時に送ってほしいとか、帰りは5時までに迎えに来てほしいとかいろんな時間帯がありまして、回数が不特定でつかめないというのがあったんです。当初ですね。それで、今年4月から11月までの実績を見ながら、今後12月から冬季の期間の回数なんですけれども、冬季の期間につきましてはですね、去年の部活の回数も参考にしながらですね12月から3月までの予想される回数25回ということで計上したものでございます。25年度の予算につきましては当然、4月から3月まで1年分をですね、この分を加算して来年度の予算に計上しているところでございます。

議長 今質問の中にね、4月から11月という話で答弁されてましたけどスクールバスが運行したということですか、それとも質問にあったように職員が対応したということですか。

生涯学習課長 はい職員が対応した分があります。4月から11月までですね。

議長 10番千葉議員。

10番千葉議員 その職員対応がそもそも私はおかしいと思ってるんですね。おかしいということは、職員はどの車を運転して対応したんでしょうか。それと生徒を預かっているわけですよね。ということは、統合の時点でバスを購入して、当然のことながらですね、部活に対する対応ということは、当初から話出てたわけなんです。それが、いや1週間分がおかしかったとかっていうならわかるんです、4日分ちょっと対応したとか、25回分を改めてということは当初から計画性はなかったんじゃないですか。その辺きっちり教えてくださいよ。それとどの車対応したんですかこれはスクールバスじゃなくて。

議長 教育長。

教育長 それではお答えをさせていただきたいと思います。この貫気別地区そして荷負地区の生徒が平取中学校へ通学をするということで、それに伴って当然スクールバスということで運行させていただきました。当初部活等に関わる分ということでは中学校との協議におきまして、部活については土曜もしくは日曜のいずれか1日というようなことも協議の中でございました。そしてさらには生徒

が、実際平取中学校に入りましてどの部に入部をしてということもなかなか当初つかめなかった部分、さらには先ほど言いましたように土曜か日曜のいずれかというようなことで当初の計算をしておりましたけれども、その部によっては土曜日やる場合、日曜日やる場合だったりというようなこともありまして、そのようなことでその回数等についてはちょっと掌握できなかったということがございましたので、当初先ほど課長が申しあげましたように4月から11月につきましては、そのいずれか土曜もしくは日曜のいずれかにおいては、教育委員会の職員が対応しているということで、それについては、教育委員会のワゴン車等にて生徒送迎をいたしておりました。

議長

千葉議員。

10番
千葉議員

これが最後の質問になろうかなと思うんですけども、教育委員会の職員対応、それはまあ振り返ればしようがないのかなで終わってしまうのかもしれないけど今後ですね、改めて、また今年も入学生徒当然の事ながらですね、来年も生まれるわけですから、やっぱり話し合いの過程においてですね、やっぱりきっちり回数1から10まではきっちりおさまらない部分もあると思うんですけども、ある程度私は予算というものは当初からですね、多めにやはり計上しておくのが私は通常かなと。私の感覚ではね思うんですよ。やっぱりマックスで対応しててそれで実際これだけしか動かなかったよっていったら、これはね、我々議会も決算の時これはもうしようがないだろうということになると思うんですよ私は。ところがやっぱり教育委員会の職員が生徒を乗っけて対応っていうのはこれ尋常じゃないですよ。こういうこと、今後ないようにですね、引き続き気をつけて計画立てて生徒の要望どおり、あるいは親御さんの要望どおりの運行で走らせてほしいと思いますけども、今後の対応よろしくお願ひしたいと思いますけど、答弁願ひます。

議長

教育長。

教育長

ただいまご指摘ありましたこのスクールバスの運行にかかわっての委託料ということではですね、十分その辺につきましては精査等を行うなかで十分なる予算措置を図っていきたいというふうには考えております。ひとつつけ加えたい部分では、その日にスクールバスだけでどうしても運行ができ得ない時間帯がございます。スクールバスの走る時間以外にどうしても、その例えば修学旅行でありますとか、見学旅行だとか、そのほか部活というようなことで、朝早く出なきゃならない、どうしてもバスと重なってしまうというようなこともありましてですね、どうしてもそのほかに車を出さなきゃならないという実態もございましたので、その辺について職員が対応したということでございますので、それについてはご理解をいただきたいというふうに思います。今後はですね、

また学校側とも十分これら部活動のあり方、その辺についても十分また詰めさせていただきますまして、このような補正措置のないように行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

ほか、はい平村議員。

5 番
平村議員

1 2 ページの総務管理費の中の生活交通確保対策事業費補助金の増額なんですけれども、道南バスの利用者が減ったということでこの間説明は受けたんですけれども、やはり多額のお金を町の方で毎年負担している中で、道南バスの利用者が減ったという理由はわかりますけれども、会社が企業として努力をしていないんじゃないかと思うんですよね。毎日のように私も家の前を通るバスを見ているんですけど、ほとんど乗らない路線がたくさんありながら、私は前にも議会で言いましたけれど、団地の上の方には300戸も400戸も戸数がありながら回ってほしいと言ってもなかなか路線変更もやらないなかで、ただ、利用者が減ったから、赤字になったからと言って町でこういう補助金を増額しているのかどうかと、もっと乗車密度をね、バス会社の方で報告を町の方に来ているみたいですけども、町でも独自で、どのバスはどのぐらい乗ってるのか、年間通してどのぐらいのお客が乗ってるのとかそういう調査をしたことがあるのか、その辺をお伺ひしたいと思ひます。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

道南バスへの指導という点につきましては、道南バスも独自の民間の会社ということで、その経営方針に従って事業を行っているということもございますので、立ち入った内容までは、町側から指導なりということとはしてないというのが実態でございます。ただいろいろな例で、ほかのバス会社等の例から見ても、より1人でも乗っていただくような努力も、会社がしてるというようなこともございますので、こういった補助金での支援をしているという立場からも、是非そういうことも、今後努力をしていただけるようなですね、お願ひということで、させていただければなというふうに思っております。乗車率の調査等につきましては町独自でということもございますが、いま公共交通の活性化協議会という議論を重ねておまして、公共交通機関としての足の確保をどうするかということで、全町的な視点からですね、デマンドバス等の運行等につきましていろいろ検討しているといったなかで、委託業者にお願ひしたということもございますが、すべてでは、毎日やったということではないですけども、ある日を抽出いたしまして、調査を行っているというような実態もございます。その辺につきましては道南バスから上がってくる乗車率と相違ないものという認識でございます。

議長

山田議員。

3 番
山田議員

平村議員のご質問と重なる点もあろうかと思えますけども、民間会社の年間の運行計画にのっとりやられているということで、その辺に関しては町としては口を出さないとか、正さないということらしいんですけども、当然ながら補助金出すに当たっては、計画も見せてもらったり、どういう理由で足りないんですかっていう、そういう返答いただきながら出すべき補助金だと思うんですけども、その辺はどのようなことで百何十万足りなくなったのですみません、平取町出してくれませんかの一言で出すわけではないと思うんですけども、その辺はどのようにしてこういう予算を組んでおられるのでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

毎年のことになりますけれども、この補助金の申請に当たっては、各路線ごとの乗車率、それからそれにかかる費用等も含めて資料として提出を願っているということでございまして、その中身にいろいろ説明を受けたうえで補助金の確定をしているといったところでございます。町独自の生活交通路線分につきましては、実質申請額としてはもっと多い申請額にはなっているのですが、やはり、その辺は町の立場としてもですね、企業努力をやっていただきたいというようなことも含めまして、申請額の7割を補助しているというような実態もあるということになってございます。

議長

山田議員。

3 番
山田議員

その7割という補助金を出しておりますということで、そこは初めて聞いたんですけども、先日も議運の中で説明いただいたときに自分申し上げたとおり、北海道でも計画より120%も黒字を出している十勝バスというところも有名ですと。あそこの会社自体、社長自体が戸別訪問をしたり、路線変更したり、バス停の位置、それからバス停が木にかぶさってないか、そういうもう細かいとこまでちゃんと歩いて検査し、そして会社の経営を乗り切っているという事例もございます。当然ながら道南バスさんも苫小牧の市営バスを引き受けてやっているような会社でございますからね、その辺ももう少ししっかりした考え方を持ったバス会社かなと考えていたところでございます。当然ながら平取町でこの広い地域に人口密度がぱらぱらという感じのところでは儲けようとするのはそれは大変でしょうけども、トータルとして苫小牧、いろんなところ室蘭全体を道南バスが経営している中で、平取町の足りない分だけくださいというわけではないでしょうねって疑ってしまうのは、僕だけではないような気がするんですよ。会社トータルとしては、儲かっているのかっていうか、その辺まで考えちゃって、毎年予算補正組んでお金を出してくださいというところをもう少し

し町側としては、一応、課長の方からもいろいろ考えてやってくださいという口添えはしているんでしょうけども、その辺もう少し今後、厳しい取り組みをお願いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

先ほど申しましたようにですね、私どもも公共交通機関として、町民の足の確保という意味では、協議会の議論を通じて1番効率的で町民の移動に資する交通機関をどうすればいいかといった議論を続けていきながらということになると思っております、さらに今運行していただいている道南バスさんに関しては、1人でも乗車率が上がるようなことで、経営としての努力をお願いするといったことになるのかなというふうに考えてございます。補助金の額については、再三やはり低い額で押さえないというのが私どもの考えでもありますので、いろいろ議論をした上で最終的な補助金を決定しているということでございますので、それも含めてさらにどういったら低くこの補助金を抑えられるかということも含めて、いまの町全体の公共交通機関の運行の仕方も含めて、総合的に考えさせていただければと思います。

議長

ほかございますか。それでは質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第2号平成24年度平取町一般会計補正予算第8号は原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第3号平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務長

それでは18ページをお開き願います。議案第3号平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。第1条といたしまして平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号は次に定めるところによるものでございます。第2条、平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。はじめに収入、1款病院事業収益、既定予定額8億4157万4千円、補正予定額224万9千円、計8億4382万3千円で1項医業収益補正予定額は224万9千円となっております。次に支出、1款病院事業費用、既定予定額8億4157万4千円、補正予定額224万9千円で、計8億4382万3千円で、1項医業費用の補正予定額は22

4万9千円となっております。第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費、既定予定額4億3841万円、補正予定額600万8千円、計4億4441万8千円となります。次のページをお開きください。平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更となります。補正予定額は記載のとおりでございますので詳細は次のページからの説明書によりご説明いたしますので省略させていただきます。それでは支出からご説明させていただきますので21ページをお開き願います。収益的支出の1款1項医業費用1目給与費でございます。補正額は600万8千円となり、節の内訳は1節給料が医師の採用、職員の異動、退職等により343万1千円の減額、2節の手当についても医師の採用、職員の異動、退職等により精査し、11万1千円を減額しております。3節報酬の嘱託職員報酬につきましては、当初職員給料、手当で予算措置した職員が定数外職員として採用したことなどによりまして、3節報酬からの支出になるため、不足額668万5千円を計上しております。嘱託医師等業務報酬は振内診療所医師への10月、11月分の報酬及び常勤医の負担軽減のための当直医等の増加分として400万円を計上しております。4節法定福利費は職員の異動等により精査し、113万5千円を減額しております。次に、3目の経費でございます。補正額は375万9千円の減額となります。2節の旅費交通費は嘱託医師依頼の増加により旅費額を80万円増額しております。14節建物修繕費は、医師の採用により入居職員住宅の修繕費として、50万円を増額しております。17節委託料は振内診療所の医師派遣を委託した・・・を一部取りやめまして、報酬として支出することにより不足額が発生し505万9千円を減額しております。次に、収入についてご説明させていただきますので、20ページをお開き願います。収益的収入ですが、1款1項2目外来収益として224万9千円を増額しております。収入補正合計が224万9千円、支出補正額224万9千円となり、収益的収支の補正額は収入支出とも同額としております。次に22ページをお開き願います。給与費明細書でございます。先ほどご説明いたしました収益的支出の給与費の補正に関する額の変更でございます。1. 総括表の職員数の中の嘱託職員は2名増となります。給与費法定福利費は先ほどご説明させていただいた額の増減を記載しております。職員手当の内訳は各種手当の増減となっておりますので、詳細の説明は省略をさせていただきます。そして1番下の表は、給料及び手当の増減額の明細でございます。給料、手当とも異動等による増減額を記載しています。以上国保病院特別会計補正予算第2号についてご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第3号平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。休憩します。

(休憩 午後 2時34分)

(再開 午後 2時45分)

議長

再開します。日程第9、議案第4号固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第4号固定資産評価審査委員の選任についてご説明申し上げます。平取町固定資産評価審査委員に次の者を選任したいので同意を求めるものでございます。同意を求めるものは住所沙流郡平取町振内町34番地1、氏名瀧治氏であります。生年月日は昭和33年8月5日生まれの54歳でございます。次の裏面をご覧くださいと思います。経歴概要でございますが、学歴については昭和54年3月31日北海道自動車短期大学を卒業し、職業は会社役員でございます。公職歴は次のとおりでございますけれども、1番下に記載のとおり、平成22年2月4日から現在まで、固定資産評価審査委員として貢献していただいております。人格識見も高く、適任者でありますので、引き続き選任同意を求めるものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、選任同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第4号平成24年度固定資産評価審査委員の選任については同意することに決定しました。

日程第10、報告第1号委員会審査報告について、日程第11、報告第2号委員会審査報告について、以上2件を一括して議題とします。決算審査特別委員会委員長より、平成24年第8回定例会認定第1号平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、同じく認定第2号平成23年度平取町各会計決算認定については、それぞれ認定すべきと審査報告が提出されております。これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、報告第1号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、報告第1号委員会審査報告については報告どおり認定と決定しました。続いて、報告第2号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、報告第2号委員会審査報告については報告どおり認定と決定しました。

日程第12、発議第1号平取町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。3番山田議員。

3番
山田議員

それでは発議第1号平取町議会委員会条例の一部を改正する条例について、その提案理由をご説明申し上げます。地方自治法の一部改正に伴いまして、平取町議会委員会条例の一部を次のように改正するものでございます。地方自治法ではこれまで委員会に関しては、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会がそれぞれ条立てされていましたが、改正法により、一つの条文に統合され、議員の常任委員会の所属義務や特別委員の在任規定等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、平取町議会委員会条例の改正を行うものでございます。それでは改正内容についてご説明申し上げますので最後のページの新旧対照表をご覧くださいと思います。現行の第1項から3項までを3項ずつ繰り下げ、それぞれ第4項、第5項、第6項とし第4項の前に新たに3項を加えるものでございます。第1項では常任委員会の所属義務を、第2項として常任委員及び議会運営委員の選任方法を、第3項として特別委員の在任期間を規定するものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、発議第1号平取町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第13、発議第2号平取町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。3番山田議員。

3番
山田議員

それでは発議第2号平取町議会会議規則の一部を改正する規則についてその提案理由をご説明申し上げます。地方自治法の一部改正に伴いまして、平取町議会会議規則の一部を次のように改正するものでございます。地方自治法ではこれまで委員会に関しては、公聴会の開催や参考人の招致ができることとされていましたが、改正法により本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったこと、また、地方自治法の一部改正により、条番号が変更になったため、平取町議会会議規則の改正を行うものでございます。それでは改正内容についてご説明申し上げますので、4ページから始まる新旧対照表をご覧くださいと思います。目次ですが、第14章から第18章までを2章ずつ繰り下げ、それぞれ第16章、第17章、第18章、第19条、第20章とし、新たに2章を加え、第14章公聴会、第15章参考人と規定するものであります。次に、第16条第1項及び第71条第2項は地方自治法の一部改正により条番号が変更になったことに伴う改正となっております。続きまして、第13章の次に2章を加え、第14章で公聴会を第15章では参考人を規定するものであります。第14章の第115条から第119条までは公聴会の開催手続や公述人の決定、発言等を、また、第15章の第120条では、参考人招致の手続を規定するものであります。委員会における規定との相違点としては、委員会での開催においては公聴会は議長の承認を得なければならないとされ、参考人は議長を経なければならないとされていることを踏まえ、本会議での実施については、第114条の公聴会の開催の手続と、第120条参考人にあるとおり、議会の議決を要する規定としています。以下2章を追加したことに伴い、章番号及び条番号が繰り下がったことによる改正となっております。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、発議第2号平取町議会会議規則の一部を

改正する規則は、原案のとおり可決しました。

日程第14、請願第5号泊原子力発電所1、2号機の再稼働の断念などを求める請願についてを議題とします。この請願の取り扱いにつきましては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長より報告願います。3番山田議員。

3番
山田議員

請願第5号につきましては内容及び趣旨からいたしまして、総務文教常任委員会に付託することが適当と考えますので議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、請願第5号については、総務文教常任委員会に付託し審査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、日程第14、請願第5号は総務文教常任委員会に付託して審査することに決定しました。

日程第15、請願第4号義務教育費国庫負担制度堅持と負担率2分の1への復元、教職員定数改善、就学保障の充実など、2013年度の国家予算編成における教育予算の確保・拡充に向けた請願についてを議題とします。

お諮りします。請願第4号については、会議規則第90条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、請願第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に、討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。日程第15、請願第4号について採決を行います。請願第4号を採決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第15、請願第4号は採択することに決定しました。

日程第16、陳情第1号安心できる介護制度の実現を求める意見書の提出要請についてを議題とします。お諮りします。陳情第1号については、会議規則第93条及び第90条の第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、陳情第1号については委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。日程第16、陳情第1号について、採決を行います。陳情第1号を採択措置することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、陳情第1号は採択することに決定しました。休憩します。

(休憩 午後 3時00分)

(再開 午後 3時10分)

議長

再開します。お諮りします。意見書案第6号義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1への復元など平成25年度国家予算編成における教育予算の確保・拡充を求める意見書案の提出について、意見書案第7号安心できる介護制度の実現を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第1、第2とし、以上2件を一括して議題としたいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第6号、意見書案第7号を日程に追加し、追加日程第1、第2とし議題とすることに決定しました。はじめに、意見書案第6号義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1への復元など、平成25年度国家予算編成における教育予算の確保・拡充を求める意見書案の提出について、提出議員から説明を求めます。櫻井議員。

8番
櫻井議員

8番櫻井であります。それでは朗読をもちまして説明に代えさせていただきますと思えます。

(意見書案朗読)

議長

次に意見書案第7号安心できる介護制度の実現を求める意見書案の提出について、提出議員からの説明を求めます。千葉議員。

10番
千葉議員

それでは安心できる介護制度の実現を求める意見書案、朗読にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(意見書案朗読)

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

それでは採決を行います。追加日程第1、意見書案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第1、意見書案第6号は原案のとおり可決しました。

次に、追加日程第2、意見書案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第2、意見書案第7号は原案のとおり決定しました。

お諮りします。承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第1号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3、承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会における所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定いたしました。以上で、議案の審議が終了しました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案4件で原案可決3件、同意1件。報告2件で、認定2件。発議2件で原案可決2件。請願2件で決定1件、委員会付託1件。陳情1件で決定1件。意見書案2件で原案可決2件。承認1件で、決定1件となっております。

以上で全日程を終了しましたので、平成24年第10回平取町議会定例会を閉会いたします。

(閉 会 午後 3時20分)

(議長、町長より納めのあいさつ)